

令和 元 年度 第 2 回
佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会
次 第

日 時：令和元年 8 月 21 日（水）14:00～

場 所：佐倉市役所 1 号館 6 階大会議室

1. 開 会

2. 議 事

- （1）介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）整備法人の公募にかかる選考について
- （2）地域密着型サービス事業所整備法人の公募にかかる選考について
- （3）令和元年度地域包括支援センター評価指標について
- （4）平成 3 0 年度佐倉市介護保険の実績について

3. 閉 会

令和元年度特別養護老人ホーム整備法人公募の概要

1 目的

第 7 期佐倉市高齢者福祉・介護計画に位置付けた地域密着型サービス事業所の整備にあたり、より質の高いサービスの提供が可能な法人を公平・公正に選考するために公募を実施する。

2 公募施設の概要

種別	定員	募集数
特別養護老人ホーム 創設	100 名 従来型（多床室）及びユニット型の併設	1

3 公募期間 令和元年 5 月 31 日から令和元年 7 月 8 日まで

4 応募手続 応募事業者が、佐倉市のホームページに掲載された公募要領等を確認し、受付期間中に応募書類を市・高齢者福祉課に提出する。

5 応募資格

- (1) 社会福祉法第 22 条に規定する社会福祉法人で 3 年以上の運営実績があること。
- (2) 介護サービスを提供するために必要な能力、資産及び意欲を有しており、公租公課の未納がなく、長期に安定した運営が可能であること。
- (3) 介護保険法第 86 条第 2 項各号に該当しないこと。
- (4) 所管庁の指導監査等における指摘事項が改善済み、または過去に法人及び施設運営において重大な問題等を起こしていないこと。
- (5) 佐倉市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月 26 日佐倉市条例第 26 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人でないこと。また、役員（就任予定者を含む）等が同条例第 2 条第 2 項に規定する暴力団員又は同条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等に該当しないこと。
- (6) 応募法人自らが開設し、指定を受けるものであること。

6 応募事業者の審査

- (1) 第 1 次審査：高齢者福祉課において提出書類による審査を実施。
- (2) 第 2 次審査：高齢者福祉課において提出書類による採点を実施。事業者選考検討会（佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会の検討会）において、事業者によるプレゼン、検討会委員によるヒアリング、質疑を実施し、採点。合計点をもって選考。

令和元年度 特別養護老人ホーム整備法人公募 応募法人の概要

申請者	法人名	社会福祉法人あすか福祉会
	法人所在地	長崎県対馬市厳原町田淵933番地
	設立年月日	昭和57年11月24日
	代表者	理事長 素花 源之
事業提案の概要	施設名	(仮称) 特別養護老人ホーム恵奏苑
	定員	・特別養護老人ホーム 100名(従来型60名 ユニット型40名) ・併設ショートステイ 20名(ユニット型20名)
	事業予定地	佐倉市飯重470番地2他
	都市計画の状況	市街化調整区域
	敷地面積	8277m ²
	建築面積	1965.56m ²
	延床面積	4973.34m ²
	建物構造	鉄骨造

【参考】法人事業概要(運営中の事業)

- ・特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) ・訪問介護 ・訪問入浴介護
- ・訪問看護 ・通所介護(老人デイサービスセンター)
- ・ショートステイ(短期入所生活介護)
- ・認知症対応型共同生活介護 ・居宅介護支援事業 ・介護老人保健施設
- ・小規模多機能型居宅介護事業 ・軽費老人ホーム
- ・保育所 ・放課後児童健全育成事業(学童保育)

佐倉市特別養護老人ホーム整備法人公募審査基準

法人名 社会福祉法人あすか福祉会

一次審査			二次審査（採点制）					
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点	対応する提出書類
Ⅰ 配置計画及び建設用地に関する事項								
1 適正配置								
(１) 都市計画との整合		－	都市計画との整合		市街化区域である。	20	0	12
					市街化区域内でないが市街化区域に隣接している（直線距離で100m未満）。	0		
					市街化区域内でなく市街化区域に隣接していない（直線距離で100m以上）。	－20		
(２) 交通の利便性		－	交通の利便性		駅・バス停から直線距離で200m未満である。	20	20	12、25
					駅・バス停から直線距離で200m以上500m未満である。	0		
					駅・バス停から直線距離で500m以上である。	－20		
(３) 生活関連施設の整備状況		－	生活関連施設の整備状況		周辺に、公共施設及び商店や金融機関等があるなど、入所者などの生活の利便性が高い（全てが直線距離で500m未満）。	20	10	12、25
					公共施設、商店、金融機関等の内、どれかがやや離れているが、生活上特段の支障はない（いずれかが直線距離で500m以上）。	10		
					周辺に、公共施設、商店、金融機関等がなく当該予定地のみ孤立した環境にある（全てが直線距離で500m以上）。	－10		
2 建設用地								
(１) 土地利用に関する法令規制等	当該用地が農地法、都市計画法その他の土地利用に関する各種法令等による規制に適合し、開発許可が得られる見通しがあること。	適	土地利用		埋蔵文化財包蔵地ではない（埋蔵文化財包蔵地であるが、発掘調査の必要がない場合も含む）。	10	10	12、19
					上記以外。	0		
(２) 防災上の安全性の確保	急傾斜地、土砂災害危険箇所、洪水多発地域ではない等、防災面からみて入所・通所者の安全性が確保されていること。	適	－	－	－			12
(３) 給排水関係	水利組合等地域の同意が得られていること又は得られる見込みがあること。給水、雨水排水や汚水雑排水において問題がないこと。	適	給排水の状況	－	上水道、下水道に接続可能	20	0	12
					上水道のみ接続可能	0		
					下水道のみ接続可能	－10		
					上水道、下水道に接続不可	－20		

一次審査			二次審査（採点制）					
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点	対応する提出書類
	(4) 用地の面積	建物に対して十分な用地面積が確保されていること。 敷地内に駐車場及び避難場所が確保できない場合、近隣にそれぞれ確保すること。	適	土地面積	外来等の駐車場及び避難場所が確保でき、緑化等ゆとりのある生活環境を整備できる面積がある（建ぺい率が50%未満）	10	10	12、15、27、29
					外来等の駐車場及び避難場所が確保できる最低限の面積がある（建ぺい率が50%以上70%未満）	5		
					上記以外。	0		
	(5) 土地の所有権	当該用地が次のいずれかに該当すること。 ①自己所有であること【登記簿等により確認】。 ②購入予定の場合又は寄付を受ける予定の場合は、確実な履行が認められること【全ての土地所有者の譲渡確約書又は売買契約書又は寄付確約書で確認。いずれも実印を使用し、印鑑登録書が添付されていること】。 ③借地の場合は事業に必要な土地について、50年以上の地上権又は賃借権が設定されているなど確実な賃貸借が見込まれること。また、地代について、長期にわたり支払いの能力が認められること【地上権登記誓約書（確約書）又は賃借権登記誓約書（確約書）又は賃貸借契約書（確約書）（実印使用、印鑑証明添付）で確認】。	適	土地の所有形態	事業の継続に必要な期間において確実に土地が使用できるか。	10	0	12、15
					上記以外。	0		
	(6) 用地の抵当権設定等の有無	福祉医療機構（協調融資含む）以外の抵当権が設定されていないこと【登記簿謄本の原本で確認】。 これら以外に抵当権が設定されている場合は、当該抵当権が確実に解除できる見込みがあること【抵当権解除に係る確約書、抵当権を解除する財源が確認できるもの（資金提供者の確約書、所得証明、残高証明書等）で確認】。 また、今後において、借入等により福祉医療機構（協調融資含む）以外の抵当権が設定される見込みがないこと。	適	—	—	—	—	15
	(7) 道路事情	工事用・運営用車両及び緊急車両等の侵入に十分な道路が確保されていること。	適	—	—	—	—	12
	(8) 地元調整	施設周辺の住民の反対がないこと。	適	—	—	—	—	12, 20, 21, 22

一次審査			二次審査（採点制）					
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点	対応する提出書類
Ⅱ 建物及び設備に関する事項								
1 基準への適合	建物・設備に関し、千葉県の確認を受けていること。	適	—	—	—	—		千葉県に確認（電話・メール）
2 排水処理設備	下水道、浄化槽等適切な排水処理設備がなされていること。	適	—	—	—	—		12, 23
Ⅲ 運営に関する事項								
1 施設設立に当たっての法人の考え方								
(1) 応募の動機		—	法人、法人代表者、施設長（予定者）等の取り組み	応募書類及びヒアリングにより採点	明確かつ適切な応募動機があるか。高齢者福祉に高い見識と熱意を有しているか。	10		11、4、5
(2) 計画内容		—			新施設設置・運営にあたっての基本理念及び方針は適切か。新施設設置・運営にあたり評価できる特徴・重点策等があるか。佐倉市、周辺市町の人口動態、推計が適切に理解・反映されているか。	10		11
(3) 利用者処遇		—			利用者の尊厳や個人情報保護などの権利を最大限に尊重する体制の整備が計画されているか。虐待防止、身体拘束防止、事故防止について、明確に示されているか。苦情発生時の受付・解決・再発防止体制が考えられているか。	10		11
(4) 職員確保		—			施設長（予定者）は必要な資格、十分な経験を有しているか。職員採用及び人材確保、離職防止について効果的な考え、計画を有しているか。	10		11、33、34
(5) 職員資質の確保					職員育成計画に関する考えを有しているか。また、研修受講等の体制等が整っているか。	10		11、33、34
(6) 地域との連携		—			地域活動への参加・協力、ボランティアの受け入れや関係機関との連携などが考えられているか。また、具体的な交流活動計画等を有しているか。	10		11、27
(7) 地域貢献		—			社会福祉法人に求められる、地域づくりとの連携、地域への貢献に関し、考えや計画を有しているか。	10		11
(8) 低所得者入所への配慮		—			社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の活用をはじめとする低所得者の入所について、具体的な計画や考えを有しているか。	10		11

一次審査			二次審査（採点制）						
審査項目		審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点	対応する提出書類
2	人員基準	施設長予定者は必要な資格を有しているか。	適	—	—	—	—		33
		基準に適合した人員配置が提案されているか。	適	—	—	—	—		34
3	設置定員	市計画の実現に必要な定員数となっているか。	—	従来型（多床室）の定員数	従来型（多床室）の定員数	60名以上	10	10	12
						40名以上60名未満	5		
						30名以上40名未満	0		
4	保健、医療との連携	嘱託医、協力医療機関があること	適	協力医療機関・協力歯科医療機関	—	協力医療機関・協力歯科医療機関との直線距離がそれぞれ1km未満である。	10	0	12
						協力医療機関・協力歯科医療機関との直線距離がそれぞれ1km以上である。	0		
5 地域における福祉サービスの拠点性									
	（１）地域の福祉サービス拠点としての機能		—	地域サービスの拠点性		居宅系サービスを併設するなど（近隣に設置予定又は設置済含む）、多機能化（居宅サービス機能との位置的及び体制的連携）に配慮した施設である。	10	10	6、12
						多機能化（居宅サービス機能との位置的及び体制的連携）に配慮した施設でない。	0		
	（２）地域住民との交流	地域住民との交流が十分見込めること	適	地域との交流		地域に開放された専用の交流スペースがあり、具体的な活用計画が策定されている。	10	10	11、12、27、29
						地域に開放された専用でない交流スペースがあり、具体的な活用計画が策定されている。	5		
						上記以外。	0		

一次審査			二次審査（採点制）					
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点	対応する提出書類
IV 資金に関する事項								
1 自己資金								
(1) 施設整備資金	自己資金を十分に有していること。	適	自己資金	自己資金比率がどの程度か	自己資金比率 20%以上の場合。 (自己資金（借入金を除く）/総事業費)	10	5	31
					自己資金比率 10%以上20%未満の場合。 (自己資金（借入金を除く）/総事業費)	5		
					自己資金比率 10%未満の場合。 (自己資金（借入金を除く）/総事業費)	0		
(2) 運転資金	年間事業費の12分の3以上を確保する見込みがあること。	適	—	—	—	—		31
(3) 寄付	寄付が確実に行われる見込みがあること。 【実印が使用された贈与確約書等、印鑑登録証明書で確認】 【贈与者の所得証明、残高証明書で確認。】	適	—	—	—	—		31
2 借入れ								
(1) 建設資金調達にあたり借入れを行う場合の確実性	建設資金調達にあたって借入れを行う場合には確実性が担保されていること。	適	—	—	—	—		31, 32
(2) 借入金償還の見通し	累積借入金も含め、妥当な範囲で償還計画が作成されていること。	適	—	—	—	—		31, 32
V 法人の運営に関する事項								
1 法人の組織運営	過去の法人運営において不適切な行為により行政処分を受けていないこと。または、介護保険法第86条第2項各号に規定する指定の欠格要件に該当しないこと。	適	—	—	—	—		8、9
	指導監査等における是正措置が完了していること。	適	—	—	—	—		
2 法人の運営施設	既に介護保険関連施設を運営していること。	—	運営施設		介護保険制度における施設系サービスを既に運営している。	10	10	6
					介護保険制度における施設系サービスは運営していないが、居宅系サービスを運営している。	5		
					上記以外。	0		
3 法人の経営状況	財務状況が健全であること。 債務超過の状況でないこと。	適	—	—	—	—		7
合計点						250	95	

佐倉市特別養護老人ホーム整備法人公募 採点表（最終）

法人名 社会福祉法人あすか福祉会

評価項目	提出書類 11該当箇所	評価ポイント	評価レベル	評価点	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員
二次審査ヒアリング以外			－	－	95	95	95	95	95	95
1 応募の動機について	1	・明確かつ適切な応募動機があるか。 ・高齢者福祉に高い見識と熱意を有しているか。	優 ↑ 10 9 8 7 6 5 4 3 2 ↓ 劣		8	8	8	8	6	8
2 計画内容	2, 3-(1)	・新施設設置・運営にあたっての基本理念及び方針は適切か。 ・新施設設置・運営にあたり評価できる特徴・重点策等があるか。 ・佐倉市、周辺市町の人口動態、推計が適切に理解・反映されているか。	優 ↑ 10 9 8 7 6 5 4 3 2 ↓ 劣		8	6	6	8	6	7
3 利用者処遇	3-(2)～ 3-(7)	・利用者の尊厳や個人情報保護などの権利を最大限に尊重する体制の整備が計画されているか。 ・虐待防止、身体拘束防止、事故防止について、明確に示されているか。 ・苦情発生時の受付・解決・再発防止体制が考えられているか。	優 ↑ 10 9 8 7 6 5 4 3 2 ↓ 劣		8	8	8	9	7	8
4 職員確保	3-(8)、 3-(9)	・施設長（予定者）は必要な資格、十分な経験を有しているか。 ・職員採用及び人材確保、離職防止について効果的な考え、計画を有しているか。	優 ↑ 10 9 8 7 6 5 4 3 2 ↓ 劣		6	5	7	8	8	9
5 職員資質の確保	3-(8)、 3-(9)	・職員育成計画に関する考えを有しているか。 ・研修受講等の体制等が整っているか。	優 ↑ 10 9 8 7 6 5 4 3 2 ↓ 劣		9	8	5	9	7	7
6 地域との連携	3-(10)	・地域活動への参加・協力、ボランティアの受け入れや関係機関との連携などが考えられているか。 ・具体的な交流活動計画等を有しているか。 ・計画の実現可能性が高いか。	優 ↑ 10 9 8 7 6 5 4 3 2 ↓ 劣		9	7	7	8	7	7
7 地域貢献	3-(11)	・社会福祉法人に求められる、地域づくりとの連携、地域への貢献に関し、考えや計画を有しているか。	優 ↑ 10 9 8 7 6 5 4 3 2 ↓ 劣		7	8	7	9	6	7
8 低所得者入所への配慮	3-(16)	・低所得者の入所について具体的な計画や考えを有しているか。	優 ↑ 10 9 8 7 6 5 4 3 2 ↓ 劣		8	7	7	10	6	7
合計点					158	152	150	164	148	155
総合評価点					927					
得点率					61.8%			927 / 1500		

令和元年 8 月 2 1 日

佐倉市長 西田 三十五 様

佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会
会 長 岩 淵 康 雄

令和元年度佐倉市特別養護老人ホーム整備法人公募に係る応募法人
の選考について（報告）

標記の件について、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱第 9 条
第 3 号に定める事業者選考検討会を開催し、慎重に検討を行った結果を同要綱
第 3 条第 7 号の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 事業者選考検討会実施年月日
令和元年 8 月 9 日（金）
- 2 応募法人
社会福祉法人あすか福祉会
- 3 選考法人
社会福祉法人あすか福祉会
- 4 選考方法
一次審査（書類審査）及び二次審査（書類審査、プレゼンテーション）

令和元年度地域密着型サービス事業所整備法人公募の概要

1 目的

第7期佐倉市高齢者福祉・介護計画に位置付けた地域密着型サービス事業所の整備にあたり、より質の高いサービスの提供が可能な法人を公平・公正に選考するために公募を実施する。

2 公募施設の概要

種別	定員	募集数
認知症対応型共同生活介護 (介護予防含む)	18名(2ユニット)	2
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	— (一体型、連携型どちらも可)	1
小規模多機能型居宅介護	29人以下	1
看護小規模多機能型居宅介護	29人以下	1

3 公募期間 令和元年5月31日から令和元年7月16日まで

4 応募手続 応募事業者が、佐倉市のホームページに掲載された公募要領等を確認し、受付期間中に応募書類を市・高齢者福祉課に提出する。

5 応募資格

- (1) 応募時点で法人格を有していること。
- (2) 介護サービスを提供するために必要な能力、資産及び意欲を有しており、公租公課の未納がなく、長期に安定した運営が可能であること。
- (3) 介護保険法第78条の2第4項各号（指定地域密着型サービス事業者の指定に係る欠格事項）及び同法第115条の12第2項各号（指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る欠格事項）の規定に該当しないこと。
- (4) 所管庁の指導監査等における指摘事項が改善済み、又は過去に法人及び事業所運営において重大な問題等を起こしていないこと。
- (5) 佐倉市暴力団排除条例（平成23年12月26日佐倉市条例第26号）第2条第1号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人でないこと。また、役員（就任予定者を含む）等が同条例第2条第2項に規定する暴力団員又は同条例第2条第3号

- に規定する暴力団員等に該当しないこと。
- (6) 応募法人自らが開設し、指定を受けるものであること。

6 応募事業者の審査

- (1) 第1次審査：高齢者福祉課において提出書類による審査を実施。
- (2) 第2次審査：高齢者福祉課において提出書類による採点を実施。事業者選考検討会（佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会の検討会）において、事業者によるプレゼン、検討会委員によるヒアリング、質疑を実施し、採点。合計点をもって選考。

令和元年度地域密着型サービス事業所整備法人公募 応募法人の概要

申請者	法人名	メディカル・ケア・プランニング株式会社
	法人所在地	東京都江戸川区北葛西1丁目22番17号
	設立年月日	平成14年3月12日
	代表者	代表取締役 山田 一幸
事業提案の概要	事業種別	認知症対応型共同生活介護
	施設名	(仮称) グループホームつどい岩井家
	定員	18名(1ユニット9名×2ユニット)
	事業予定地	佐倉市井野1394-6、1394-9
	都市計画の状況	市街化区域
	敷地面積	949.2㎡
	建築面積	300.02㎡
	延床面積	585.6㎡
	建物構造	軽量鉄骨造

【参考】法人事業概要（運営中の事業）

- ・認知症対応型共同生活介護
- ・訪問介護
- ・通所介護（老人デイサービスセンター）
- ・ショートステイ（短期入所生活介護）
- ・居宅介護支援事業
- ・サービス付き高齢者向け住宅
- ・特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）

申請者	法人名	株式会社マウントバード
	法人所在地	東京都大田区西蒲田 7 丁目 1 2 番 2 号
	設立年月日	平成 1 6 年 2 月 2 日
	代表者	代表取締役 服部 正高
事業提案の概要	事業種別	認知症対応型共同生活介護
	施設名	(仮称) グループホームさくらの家
	定員	1 8 名 (1 ユニット 9 名 × 2 ユニット)
	事業予定地	佐倉市西志津 7 - 1 4 - 1
	都市計画の状況	市街化区域
	敷地面積	4 9 9 . 5 m ²
	建築面積	2 5 9 . 6 m ²
	延床面積	4 9 8 . 8 4 m ²
	建物構造	木造

【参考】法人事業概要（運営中の事業）

- ・ 認知症対応型共同生活介護
- ・ 居宅介護支援事業
- ・ 訪問介護
- ・ 通所介護（老人デイサービスセンター）
- ・ サービス付き高齢者向け住宅

佐倉市地域密着型サービス事業所整備法人公募審査基準(認知症対応型共同生活介護)

法人名 メディカル・ケア・プランニング株式会社

一次審査			二次審査（採点制）					対応する提出書類
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点	
Ⅰ 配置計画及び建設用地に関する事項								
1 適正配置								
（１）都市計画との整合		－	都市計画との整合		市街化区域である。	20	20	13
					市街化区域内でないが市街地に隣接している。 （直線距離で100m未満）	0		
					市街化区域でなく市街地に隣接していない。 （直線距離で100m以上）	-20		
（２）交通の利便性		－	交通の利便性		駅・バス停から直線距離で200m未満である。	20	20	13, 27
					駅・バス停から直線距離で200m以上500m未満である。	0		
					駅・バス停から直線距離で500m以上である。	-20		
（３）生活関連施設の整備状況		－	生活関連施設の整備状況		周辺に、公共施設及び商店や金融機関等があるなど、入所者などの生活の利便性が高い（全てが直線距離で500m未満）。	20	20	13, 27
					公共施設、商店、金融機関等の内、どれかがやや離れているが、生活上特段の支障はない（いずれかが直線距離で500m以上）。	10		
					周辺に、公共施設、商店、金融機関等がなく当該予定地のみ孤立した環境にある（全てが直線距離で500m以上）。	-20		
2 建設用地								
（１）土地利用に関する法令規制等	当該用地が農地法、都市計画法その他の土地利用に関する各種法令等による規制に適合し、開発許可が得られる見通しがあること。	適	土地利用		埋蔵文化財包蔵地ではない（埋蔵文化財包蔵地であるが、発掘調査の必要がない場合も含む）。	5	5	13, 20, 24
					上記以外。	0		
（２）防災上の安全性の確保	急傾斜地、土砂災害危険箇所、洪水多発地域ではない等、防災面からみて入所・通所者の安全性が確保されていること。	適	－	－	－	－	－	13
（３）給排水関係	水利組合等地域の同意が得られていること又は得られる見込みがあること。給水、雨水排水や汚水雑排水において問題がないこと。	適	給排水の状況		上水道、下水道に接続可能	20	20	13
					上水道のみ接続可能	0		
					下水道のみ接続可能	-10		
					上水道、下水道に接続不可	-20		

法人名 メディカル・ケア・プランニング株式会社

一次審査			二次審査（採点制）					対応する提出書類
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点	
(4) 土地の所有権	当該用地が次のいずれかに該当すること。 ①自己所有であること【登記簿等により確認】。 ②購入予定の場合又は寄付を受ける予定の場合は、確実な履行が認められること【全ての土地所有者の譲渡確約書又は売買契約書又は寄付確約書で確認。いずれも実印を使用し、印鑑登録書が添付されていること】。 ③借地の場合は事業に必要な土地について、事業の継続に必要な長期間の地上権又は賃借権が設定されているなど確実な賃貸借が見込まれること。また、地代について、長期にわたり支払いの能力が認められること【地上権登記誓約書（確約書）又は賃借権登記誓約書（確約書）又は賃貸借契約書（確約書）（実印使用、印鑑証明添付）で確認】。	適	土地の所有形態	事業の継続に必要な期間において確実に土地が使用できるか。	自己所有（土地寄付、購入予定を含む）である。	5	0	13, 16, 17, 18, 19
					上記以外。	0		
(5) 用地の抵当権設定等の有無	福祉医療機構（協調融資含む）以外の抵当権が設定されていないこと【登記簿謄本の原本で確認】。 これら以外に抵当権が設定されている場合は、当該抵当権が確実に解除できる見込みがあること【抵当権解除に係る確約書、抵当権を解除する財源が確認できるもの（資金提供者の確約書、所得証明、残高証明書等）で確認】。 また、今後において、借入等により福祉医療機構（協調融資含む）以外の抵当権が設定される見込みがないこと。	適	—	—	—	—	—	16
(6) 道路事情	工事用・運営用車両及び緊急車両等の侵入に十分な道路が確保されていること。	適	接続する道路の幅員		幅員6m以上の道路に接続	5	5	14, 15
					幅員6m未満の道路に接続	0		
(7) 地元調整	施設周辺の住民の反対がないこと。	適	—	—	—	—	—	13, 21, 22, 23
II 建物及び設備に関する事項								
1 基準への適合	佐倉市地域密着型サービス基準条例の基準を満たしている。	適	—	—	—	—	—	条例を確認

法人名 メディカル・ケア・プランニング株式会社

一次審査			二次審査（採点制）					対応する提出書類
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点	
Ⅲ 運営に関する事項								
1 開設に当たっての法人の考え方								
(1) 応募の動機		—	法人、法人代表者、施設長（予定者）等の取組	応募書類及びヒアリングにより採点	明確かつ適切な応募動機があるか。高齢者福祉に高い見識と熱意を有しているか。	10		5, 6, 12
(2) 計画内容		—			新施設設置・運営にあたっての基本理念及び方針は適切か。新施設設置・運営にあたり評価できる特徴・重点策等があるか。佐倉市、周辺市町の人口動態、推計が適切に理解・反映されているか。	10		12
(3) 利用者処遇		—			利用者の尊厳や個人情報保護などの権利を最大限に尊重する体制の整備が計画されているか。虐待防止、身体拘束防止、事故防止について、明確に示されているか。苦情発生時の受付・解決・再発防止体制が考えられているか。	10		12
(4) 職員確保		—			管理者（予定者）は必要な資格、十分な経験を有しているか。職員採用及び人材確保、離職防止について効果的な考え、計画を有しているか。	10		12, 36, 37
(5) 職員資質の確保		—			職員育成計画に関する考えを有しているか。また、研修受講等の体制等が整っているか。	10		12
(6) 地域との連携		—			自治会など地域活動への参加・協力、ボランティアの受け入れや関係機関との連携などが考えられているか。また、具体的な交流活動計画等を有しているか。	10		12
(7) 非常時への対応		—			敷地内に入居者が避難できるスペースが確保されているか。非常用食料等の確保を含めた非常災害に関する具体的な計画及び関係機関への通報連携体制が整っているか。また、従業員への周知及び定期的な避難、救出訓練の計画はあるか。	10		12
(8) 医療ニーズ及びターミナルケアへの対応		—			利用者の医療ニーズへ及びターミナルケアについて具体的・効果的な考えを有しているか。	10		12
(9) 認知症ケアの方針		—			認知症ケアに関し、基本的な考え方や効果的な取組、計画を有しているか。	10		12

法人名 メディカル・ケア・プランニング株式会社

一次審査			二次審査（採点制）					対応する提出書類
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点	
2 人員基準	基準に適合した人員配置が提案されているか。	適	—	—	—	—	—	39
			資格のある管理者の提案がある。		管理者の提案がある。	5	5	36
					上記以外。	0		
			資格のある計画作成担当者の提案がある		2名の提案がある。	5	5	37
					1名（介護支援専門員）の提案がある。	3		
					上記以外。	0		
3 設置定員	市計画の実現に必要な定員数となっているか。	適	—	—	—	—	—	13
4 低所得者への配慮	低所得者の利用について配慮する見込みがあるか。	—	低所得者への配慮		低所得者の利用について配慮する計画がある。	5	0	12, 13
				上記以外。	0			
5 保健、医療との連携	嘱託医、協力医療機関があること	適	協力医療機関・協力歯科医療機関		協力医療機関・協力歯科医療機関との直線距離がそれぞれ1km未満である。	5	0	13
					協力医療機関・協力歯科医療機関との直線距離がそれぞれ1km以上である。	0		
6 他の介護サービスの検討	今回、同時に他の介護サービス事業所を併設する計画があるか	—			定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護を併設する計画がある。	10	0	2, 13
					上記以外。	0		
IV 資金に関する事項								
1 自己資金								
(1) 施設整備資金	自己資金を十分に有していること。	適	自己資金	自己資金比率がどの程度か	自己資金比率 20%以上の場合。 （自己資金（借入金を除く）/総事業費）	5	5	34, 35
					自己資金比率 10%以上20%未満の場合。 （自己資金（借入金を除く）/総事業費）	3		
					自己資金比率 10%未満の場合。 （自己資金（借入金を除く）/総事業費）	0		
(2) 運転資金	年間事業費の12分の3以上を確保する見込みがあること。	適	—	—	—	—	—	33, 34
(3) 寄付	寄付が確実に行われる見込みがあること。 【実印が使用された贈与確約書等、印鑑登録証明書で確認】 【贈与者の所得証明、残高証明書で確認。】	適	—	—	—	—	—	34

法人名 メディカル・ケア・プランニング株式会社

一次審査			二次審査（採点制）					対応する提出書類
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点	
2 借入れ								
(1) 建設資金調達にあたり借入れを行う場合の確実性	建設資金調達にあたって借入を行う場合には確実性が担保されていること。	適	—	—	—	—	—	34, 35
(2) 借入金償還の見通し	累積借入金も含め、妥当な範囲で償還計画が作成されていること。	適	—	—	—	—	—	33, 34
V 法人の運営に関する事項								
1 法人の組織運営	過去の法人運営において不適切な行為により行政処分を受けていないこと。または、介護保険法第86条第2項各号に規定する指定の欠格要件に該当しないこと。	適	—	—	—	—	—	9, 10
	指導監査等における是正措置が完了していること。	適	—	—	—	—	—	
2 法人の運営施設	既に認知症対応型共同生活介護を運営していること。	—	運営施設		認知症対応型共同生活介護を既に運営している。	5	5	7
					認知症対応型共同生活介護は運営していないが、他の介護保険サービスを運営している。	3		
					上記以外。	0		
3 法人の経営状況	財務状況が健全であること。 債務超過の状況でないこと。	適	—	—	—	—	—	8
合計点						225	110	

佐倉市地域密着型サービス事業所整備法人公募（認知症対応型共同生活介護） ヒアリング採点表（最終）

法人名 メディカル・ケア・プランニング株式会社

評価項目	提出書類 11該当箇所	評価ポイント	評価レベル	評価点	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員
二次審査ヒアリング以外			—	—	110	110	110	110	110	110
1 応募の動機について	1	・明確かつ適切な応募動機があるか。 ・高齢者福祉に高い見識と熱意を有しているか。	優 ↑ 10 9 8 7 6 5 4 3 2 劣 ↓	10 9 8 7 6 5 4 3 2 1	7	7	7	7	8	8
2 計画内容	2, 3-(1)	・新施設設置・運営にあたっての基本理念及び方針は適切か。 ・新施設設置・運営にあたり評価できる特徴・重点策等があるか。 ・佐倉市、周辺市町の人口動態、推計が適切に理解・反映されているか。	優 ↑ 10 9 8 7 6 5 4 3 2 劣 ↓	10 9 8 7 6 5 4 3 2 1	6	7	6	7	8	8
3 利用者処遇	3-(2)～ 3-(7)	・利用者の尊厳や個人情報保護などの権利を最大限に尊重する体制の整備が計画されているか。 ・虐待防止、身体拘束防止、事故防止について、明確に示されているか。 ・苦情発生時の受付・解決・再発防止体制が考えられているか。	優 ↑ 10 9 8 7 6 5 4 3 2 劣 ↓	10 9 8 7 6 5 4 3 2 1	5	5	8	7	8	7
4 職員確保	3-(8), 3-(9)	・施設長（予定者）は必要な資格、十分な経験を有しているか。 ・職員採用及び人材確保、離職防止について効果的な考え、計画を有しているか。	優 ↑ 10 9 8 7 6 5 4 3 2 劣 ↓	10 9 8 7 6 5 4 3 2 1	5	7	6	6	9	7
5 職員資質の確保	3-(8), 3-(9)	・職員育成計画に関する考えを有しているか。 ・研修受講等の体制等が整っているか。	優 ↑ 10 9 8 7 6 5 4 3 2 劣 ↓	10 9 8 7 6 5 4 3 2 1	7	7	9	7	9	8
6 地域との連携	3-(10)	・地域活動への参加・協力、ボランティアの受け入れや関係機関との連携などが考えられているか。 ・具体的な交流活動計画等を有しているか。 ・計画の実現可能性が高いか。	優 ↑ 10 9 8 7 6 5 4 3 2 劣 ↓	10 9 8 7 6 5 4 3 2 1	6	7	9	7	8	7
7 非常時への対応	3-(12), 3-(13)	・敷地内に入居者が避難できるスペースが確保されているか。 ・非常用食料等の確保を含めた非常災害に関する具体的計画及び関係機関への通報連携体制が整っているか。 ・従業員への周知及び定期的な避難、救出訓練の計画はあるか。	優 ↑ 10 9 8 7 6 5 4 3 2 劣 ↓	10 9 8 7 6 5 4 3 2 1	6	7	9	7	7	6
8 医療ニーズ及びターミナルケアへの対応	3-(11)	・利用者の医療ニーズへの対応及びターミナルケアについて具体的、効果的な考えを有しているか。	優 ↑ 10 9 8 7 6 5 4 3 2 劣 ↓	10 9 8 7 6 5 4 3 2 1	7	7	8	6	7	7
9 認知症ケアの方針	3-(11)	・認知症ケアに関し、基本的な考え方や効果的な取組み、計画を有しているか。	優 ↑ 10 9 8 7 6 5 4 3 2 劣 ↓	10 9 8 7 6 5 4 3 2 1	7	7	8	6	7	8
合計点					166	171	180	170	181	176
総合評価点					1044					
得点率					77.3%		1044		／	1350

佐倉市地域密着型サービス事業所整備法人公募審査基準(認知症対応型共同生活介護)

法人名 株式会社マウントバード

一次審査			二次審査（採点制）					対応する提出書類
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点	
I 配置計画及び建設用地に関する事項								
1 適正配置								
(1) 都市計画との整合		—	都市計画との整合		市街化区域である。	20	20	13
					市街化区域内でないが市街地に隣接している。 (直線距離で100m未満)	0		
					市街化区域でなく市街地に隣接していない。 (直線距離で100m以上)	-20		
(2) 交通の利便性		—	交通の利便性		駅・バス停から直線距離で200m未満である。	20	20	13, 27
					駅・バス停から直線距離で200m以上500m未満である。	0		
					駅・バス停から直線距離で500m以上である。	-20		
(3) 生活関連施設の整備状況		—	生活関連施設の整備状況		周辺に、公共施設及び商店や金融機関等があるなど、入所者などの生活の利便性が高い（全てが直線距離で500m未満）。	20	10	13, 27
					公共施設、商店、金融機関等の内、どれかがやや離れているが、生活上特段の支障はない（いずれかが直線距離で500m以上）。	10		
					周辺に、公共施設、商店、金融機関等がなく当該予定地のみ孤立した環境にある（全てが直線距離で500m以上）。	-20		
2 建設用地								
(1) 土地利用に関する法令規制等	当該用地が農地法、都市計画法その他の土地利用に関する各種法令等による規制に適合し、開発許可が得られる見通しがあること。	適	土地利用		埋蔵文化財包蔵地ではない（埋蔵文化財包蔵地であるが、発掘調査の必要がない場合も含む）。	5	5	13, 20, 24
					上記以外。	0		
(2) 防災上の安全性の確保	急傾斜地、土砂災害危険箇所、洪水多発地域ではない等、防災面からみて入所・通所者の安全性が確保されていること。	適	—	—	—	—	—	13
(3) 給排水関係	水利組合等地域の同意が得られていること又は得られる見込みがあること。給水、雨水排水や汚水雑排水において問題がないこと。	適	給排水の状況		上水道、下水道に接続可能	20	20	13
					上水道のみ接続可能	0		
					下水道のみ接続可能	-10		
					上水道、下水道に接続不可	-20		

法人名 株式会社マウントバード

一次審査			二次審査（採点制）					対応する提出書類
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点	
(4) 土地の所有権	当該用地が次のいずれかに該当すること。 ①自己所有であること【登記簿等により確認】。 ②購入予定の場合又は寄付を受ける予定の場合は、確実な履行が認められること【全ての土地所有者の譲渡確約書又は売買契約書又は寄付確約書で確認。いずれも実印を使用し、印鑑登録書が添付されていること】。 ③借地の場合は事業に必要な土地について、事業の継続に必要な長期間の地上権又は賃借権が設定されているなど確実な賃貸借が見込まれること。また、地代について、長期にわたり支払いの能力が認められること【地上権登記誓約書（確約書）又は賃借権登記誓約書（確約書）又は賃貸借契約書（確約書）（実印使用、印鑑証明添付）で確認】。	適	土地の所有形態	事業の継続に必要な期間において確実に土地が使用できるか。	自己所有（土地寄付、購入予定を含む）である。	5	0	13, 16, 17, 18, 19
					上記以外。	0		
(5) 用地の抵当権設定等の有無	福祉医療機構（協調融資含む）以外の抵当権が設定されていないこと【登記簿謄本の原本で確認】。 これら以外に抵当権が設定されている場合は、当該抵当権が確実に解除できる見込みがあること【抵当権解除に係る確約書、抵当権を解除する財源が確認できるもの（資金提供者の確約書、所得証明、残高証明書等）で確認】。 また、今後において、借入等により福祉医療機構（協調融資含む）以外の抵当権が設定される見込みがないこと。	適	—	—	—	—	—	16
(6) 道路事情	工事用・運営用車両及び緊急車両等の侵入に十分な道路が確保されていること。	適	接続する道路の幅員		幅員6m以上の道路に接続	5	0	14, 15
					幅員6m未満の道路に接続	0		
(7) 地元調整	施設周辺の住民の反対がないこと。	適	—	—	—	—	—	13, 21, 22, 23
II 建物及び設備に関する事項								
1 基準への適合	佐倉市地域密着型サービス基準条例の基準を満たしている。	適	—	—	—	—	—	条例を確認

法人名 株式会社マウントバード

一次審査			二次審査（採点制）					対応する提出書類
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点	
Ⅲ 運営に関する事項								
1 開設に当たっての法人の考え方								
(1) 応募の動機		—	法人、法人代表者、施設長（予定者）等の取組	応募書類及びヒアリングにより採点	明確かつ適切な応募動機があるか。高齢者福祉に高い見識と熱意を有しているか。	10		5, 6, 12
(2) 計画内容		—			新施設設置・運営にあたっての基本理念及び方針は適切か。新施設設置・運営にあたり評価できる特徴・重点策等があるか。佐倉市、周辺市町の人口動態、推計が適切に理解・反映されているか。	10		12
(3) 利用者処遇		—			利用者の尊厳や個人情報保護などの権利を最大限に尊重する体制の整備が計画されているか。虐待防止、身体拘束防止、事故防止について、明確に示されているか。苦情発生時の受付・解決・再発防止体制が考えられているか。	10		12
(4) 職員確保		—			管理者（予定者）は必要な資格、十分な経験を有しているか。職員採用及び人材確保、離職防止について効果的な考え、計画を有しているか。	10		12, 36, 37
(5) 職員資質の確保		—			職員育成計画に関する考えを有しているか。また、研修受講等の体制等が整っているか。	10		12
(6) 地域との連携		—			自治会など地域活動への参加・協力、ボランティアの受け入れや関係機関との連携などが考えられているか。また、具体的な交流活動計画等を有しているか。	10		12
(7) 非常時への対応		—			敷地内に入居者が避難できるスペースが確保されているか。非常用食料等の確保を含めた非常災害に関する具体的な計画及び関係機関への通報連携体制が整っているか。また、従業員への周知及び定期的な避難、救出訓練の計画はあるか。	10		12
(8) 医療ニーズ及びターミナルケアへの対応		—			利用者の医療ニーズへ及びターミナルケアについて具体的・効果的な考えを有しているか。	10		12
(9) 認知症ケアの方針		—			認知症ケアに関し、基本的な考え方や効果的な取組、計画を有しているか。	10		12

法人名 株式会社マウントバード

一次審査			二次審査（採点制）					対応する提出書類
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点	
2 人員基準	基準に適合した人員配置が提案されているか。	適	—	—	—	—	—	39
			資格のある管理者の提案がある。		管理者の提案がある。	5	5	36
				上記以外。	0			
			資格のある計画作成担当者の提案がある		2名の提案がある。	5	5	37
				1名（介護支援専門員）の提案がある。	3			
				上記以外。	0			
3 設置定員	市計画の実現に必要な定員数となっているか。	適	—	—	—	—	—	13
4 低所得者への配慮	低所得者の利用について配慮する見込みがあるか。	—	低所得者への配慮		低所得者の利用について配慮する計画がある。	5	0	12, 13
					上記以外。	0		
5 保健、医療との連携	嘱託医、協力医療機関があること	適	協力医療機関・協力歯科医療機関		協力医療機関・協力歯科医療機関との直線距離がそれぞれ1km未満である。	5	0	13
					協力医療機関・協力歯科医療機関との直線距離がそれぞれ1km以上である。	0		
6 他の介護サービスの検討	今回、同時に他の介護サービス事業所を併設する計画があるか	—			定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護を併設する計画がある。	10	0	2, 13
					上記以外。	0		
IV 資金に関する事項								
1 自己資金								
(1) 施設整備資金	自己資金を十分に有していること。	適	自己資金	自己資金比率がどの程度か	自己資金比率 20%以上の場合。 （自己資金（借入金を除く）/総事業費）	5	5	34, 35
					自己資金比率 10%以上20%未満の場合。 （自己資金（借入金を除く）/総事業費）	3		
					自己資金比率 10%未満の場合。 （自己資金（借入金を除く）/総事業費）	0		
(2) 運転資金	年間事業費の12分の3以上を確保する見込みがあること。	適	—	—	—	—	—	33, 34
(3) 寄付	寄付が確実に行われる見込みがあること。 【実印が使用された贈与確約書等、印鑑登録証明書で確認】 【贈与者の所得証明、残高証明書で確認。】	適	—	—	—	—	—	34

法人名 株式会社マウントバード

一次審査			二次審査（採点制）					対応する提出書類
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点	
2 借入れ								
(1) 建設資金調達にあたり借入れを行う場合の確実性	建設資金調達にあたって借入を行う場合には確実性が担保されていること。	適	—	—	—	—	—	34, 35
(2) 借入金償還の見通し	累積借入金も含め、妥当な範囲で償還計画が作成されていること。	適	—	—	—	—	—	33, 34
V 法人の運営に関する事項								
1 法人の組織運営	過去の法人運営において不適切な行為により行政処分を受けていないこと。または、介護保険法第86条第2項各号に規定する指定の欠格要件に該当しないこと。	適	—	—	—	—	—	9, 10
	指導監査等における是正措置が完了していること。	適	—	—	—	—	—	
2 法人の運営施設	既に認知症対応型共同生活介護を運営していること。	—	運営施設		認知症対応型共同生活介護を既に運営している。	5	5	7
					認知症対応型共同生活介護は運営していないが、他の介護保険サービスを運営している。	3		
					上記以外。	0		
3 法人の経営状況	財務状況が健全であること。 債務超過の状況でないこと。	適	—	—	—	—	—	8
合計点						225	95	

佐倉市地域密着型サービス事業所整備法人公募（認知症対応型共同生活介護） ヒアリング採点表（最終）

法人名 株式会社マウントパード

評価項目		提出書類 11該当箇所	評価ポイント	評価レベル	評価点	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員
二次審査とアリング以外				—	—	95	95	95	95	95	95
1	応募の動機について	1	・明確かつ適切な応募動機があるか。 ・高齢者福祉に高い見識と熱意を有しているか。	優 ↑ 10 9 8 7 6 5 4 3 2 ↓ 劣		8	7	6	8	8	10
2	計画内容	2, 3-(1)	・新施設設置・運営にあたっての基本理念及び方針は適切か。 ・新施設設置・運営にあたり評価できる特徴・重点策等があるか。 ・佐倉市、周辺市町の人口動態、推計が適切に理解・反映されているか。	優 ↑ 10 9 8 7 6 5 4 3 2 ↓ 劣		8	7	7	8	7	8
3	利用者処遇	3-(2)～ 3-(7)	・利用者の尊厳や個人情報保護などの権利を最大限に尊重する体制の整備が計画されているか。 ・虐待防止、身体拘束防止、事故防止について、明確に示されているか。 ・苦情発生時の受付・解決・再発防止体制が考えられているか。	優 ↑ 10 9 8 7 6 5 4 3 2 ↓ 劣		10	8	7	9	7	8
4	職員確保	3-(8), 3-(9)	・施設長（予定者）は必要な資格、十分な経験を有しているか。 ・職員採用及び人材確保、離職防止について効果的な考え、計画を有しているか。	優 ↑ 10 9 8 7 6 5 4 3 2 ↓ 劣		8	6	6	9	8	8
5	職員資質の確保	3-(8), 3-(9)	・職員育成計画に関する考えを有しているか。 ・研修受講等の体制等が整っているか。	優 ↑ 10 9 8 7 6 5 4 3 2 ↓ 劣		8	8	9	9	6	8
6	地域との連携	3-(10)	・地域活動への参加・協力、ボランティアの受け入れや関係機関との連携などが考えられているか。 ・具体的な交流活動計画等を有しているか。 ・計画の実現可能性が高いか。	優 ↑ 10 9 8 7 6 5 4 3 2 ↓ 劣		8	8	9	8	6	8
7	非常時への対応	3-(11)	・敷地内に入居者が避難できるスペースが確保されているか。 ・非常用食料等の確保を含めた非常災害に関する具体的計画及び関係機関への通報連携体制が整っているか。 ・従業員への周知及び定期的な避難、救出訓練の計画はあるか。	優 ↑ 10 9 8 7 6 5 4 3 2 ↓ 劣		7	7	7	8	7	7
8	医療ニーズ及びターミナルケアへの対応	3-(11)	・利用者の医療ニーズへの対応及びターミナルケアについて具体的、効果的な考えを有しているか。	優 ↑ 10 9 8 7 6 5 4 3 2 ↓ 劣		7	7	9	9	7	8
9	認知症ケアの方針	3-(11)	・認知症ケアに関し、基本的な考え方や効果的な取組み、計画を有しているか。	優 ↑ 10 9 8 7 6 5 4 3 2 ↓ 劣		8	7	8	9	7	9
				合計点		167	160	163	172	158	169
				総合評価点	989						
				得点率	73.3%						
				989 / 1350							

令和元年度佐倉市地域包括支援センターの評価指標について

1. 目的

国が示す全国統一の評価指標 **別添1**※¹を用いて、市町村と地域包括支援センターが事業評価を行い、地域包括支援センター運営協議会（佐倉市は当懇話会が兼務）での検討を通じて、適切な人員体制の確保や業務の重点化・効率化を進めることで、地域包括支援センターの機能強化を図ります。

※1「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（通知）」の一部改正について
（平成31年4月22日老振発0422第1号）

2. 評価とその流れ

- ① センターの機能を向上させるためには、市町村とセンターの連携が欠かせないことから、市町村のセンターへの関わりについて点検を行う。（市町村指標）
- ② 市町村及びセンターは、**別添1**に基づき評価を行い、その結果について都道府県を通じて厚生労働省に報告する。
- ③ **別添1**の状況がチャート化された状態で厚生労働省より、全国の市町村に情報提供される。
- ④ 市町村は、その結果を踏まえて、地域包括支援センター運営協議会（当懇話会）において点検を行い、センターの課題を踏まえた機能強化策の検討や検証を行う。
- ⑤ 指標の活用方法については、センター運営方針の策定や市町村とセンター間の評価結果に相違のある項目の要因分析や解決方法の検討等に用いるなど、各市町村の創意工夫に基づく活用が可能とされている。

平成31年 (2019年) 4月末	令和元年 (2019年) 5月末	8月頃（予定）	11月頃（予定）	令和2年 (2020年) 2月頃（予定）
① 4月末時点の市町村及び地域包括支援センターの点検	② 別添1 の評価結果を県に報告	③ 国から全国の評価結果が通知される。 8月末時点で、再点検を実施	④ 懇話会に自己評価結果を報告 センター機能強化策の検討	⑤ 令和2年度地域包括支援センター運営方針の決定



全国統一のセンター指標（55項目）**別添1**に、佐倉市独自の評価指標（38項目）**別添2**を加え、計93項目で、地域包括支援センターの運営及び業務を総合的に評価します。

市町村及び地域包括支援センターの評価指標

1. 組織・運営体制等

(1) 組織・運営体制

市町村指標におけるセンターとは、管内の全センターをいう。

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
1	運営協議会での議論を経て、センターの運営方針を策定し、センターへ伝達しているか。	1	市町村が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか。	・地域の関係者で構成される運営協議会の仕組みを活用し、運営方針を策定していることを評価するもの。	評価実施年度の運営について、4月末日までに示された運営方針が対象	（市町村・センター） ・紙面等で策定されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
2	年度ごとのセンターの事業計画の策定に当たり、センターと協議を行っているか。	2	事業計画の策定に当たって、市町村と協議し、市町村から受けた指摘がある場合、これを反映しているか。	・センターの事業計画を策定するに当たり、市町村とセンターで必要な協議が行われ、センターの事業計画に反映されているかを評価するもの。	評価実施年度の事業計画を策定した際の検討実績が対象	（市町村・センター） ・協議の方法等は問わない。 ・協議の記録が残されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
3	前年度における運営協議会での議論を踏まえ、センターの運営方針、センターへの支援・指導の内容を改善したか。	3	市町村の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られているか。	・センターの運営方針、支援・指導の内容に関し、運営協議会から意見・指摘を受けた際の対応状況を評価するもの。	前年度の対応実績を対象	（市町村） ・前年度に開催した運営協議会において、意見または指摘が出されなかった場合は、指標の内容を満たしていないものとして取り扱う。
4	市町村とセンターの間の連絡会合を、定期的で開催しているか。	4	市町村が設置する定期的な連絡会合に、毎回、出席しているか。	・市町村とセンターの連携のための体制が整備され、連携が図られているかを評価するもの。	前年度の実績が対象	（センター） ・原則的に毎回出席していれば、出席を予定していた連絡会合に、虐待対応など緊急対応のため出席できないことがあった場合も、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
5	センターに対して、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報を提供しているか。	5	市町村から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報の提供を受けているか。	・市町村とセンターで情報連携が適切に実施されているかを評価するもの。	前年度の実績が対象	（市町村・センター） ・次の7つの情報のうち、3つ以上提供している、または提供されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。（①担当圏域の高齢者人口②担当圏域の高齢者のみの世帯数③介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の各種住民アンケート結果④要介護等認定者数やサービス利用状況等の介護保険に係る情報⑤民生委員や地域のサロン運営者等地域の関係団体情報⑥地域の社会資源に関する情報⑦その他ニーズ把握に必要な情報） ・データ、書面、システム等で提供している・提供されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
	(市町村指標なし)	6	把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの実情に応じた重点業務を明らかにしているか。		前年度の実績が対象	(センター) ・重点業務を定めた検討の記録が残されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
6	センターに対して、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく三職種の配置を義務付けているか。	7	市町村から配置を義務付けられている三職種を配置しているか。	・必要な支援が効果的に提供されるための体制が確保されていることを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村・センター) ・介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく人員の配置状況の評価するもの。 ・介護保険法施行規則第140条の66第1号口の基準が適用される場合は、それに基づく人員の配置状況の評価する。 ・直営のセンターについては、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく人員配置が、組織規則等において定められている、またはその他の方法により明示されることをもって指標を満たしているものとして取り扱う。 ・包括的支援事業の実施基準を定める条例に定めているのみでは指標の内容を満たしていないものとして取り扱う。
7	センターにおいて、三職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)が配置されているか。		(センター指標なし)	・必要な支援が効果的に提供されるための体制が確保されていることを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村) ・三職種が配置されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。ただし、介護保険法施行規則第140条の66第1号口の基準が適用される場合は、それに基づく配置数を満たしている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・複数のセンターを設置している場合は、平均値を算出し、小数点第1位を四捨五入し整数化した値が基準による配置人数以上であれば、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
8	センターの三職種(準ずる者含む)一人当たり高齢者数(全圏域内の高齢者数/全センター人員)の状況が1,500人以下であるか。 ※小規模の担当圏域におけるセンターについては配置基準が異なるため、以下の指標を用いる。 ①第1号被保険者数が概ね2,000人以上3,000人未満…1,250人以下 ②第1号被保険者数が概ね1,000人以上2,000人未満の場合…750人以下 ③第1号被保険者数が概ね1,000人未満の場合…500人以下		(センター指標なし)	・センターの人員配置状況の評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村) ・三職種の人員配置基準については、介護保険法施行規則第140条の66に定める基準とする。 ・センターが複数ある場合には、平均値により判定。 ・市町村に規模の異なる担当圏域が混在する場合、各センターの一人当たり高齢者数の合計が、各センターの担当圏域の規模ごとの基準人数の合計を下回る場合には、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
9	センター職員の資質向上の観点から、センター職員を対象とした研修計画を策定し、年度当初までにセンターに示しているか。	8	市町村から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されているか。	・センター職員の資質向上を図るため、必要な研修計画の策定または共有状況を評価するもの。	評価実施年度の4月末までに示された、当該年度内の研修計画が対象	(市町村・センター) ・主催者、研修内容・時間数は問わない。 ・評価実施年度の4月末までにセンターに示されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
	(市町村指標なし)	9	センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修(Off-JT)を実施しているか。	・職場の状況に左右されず、均一な研修の機会を提供できているかを評価するもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・主催者、研修内容・時間数は問わない。
10	センターに対して、夜間・早朝の窓口(連絡先)の設置を義務付けているか。	10	夜間・早朝の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	・虐待等の緊急的な相談対応が必要な場合に備え、相談支援体制等を構築し周知しているかを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・窓口の設置のほか、緊急連絡先の設定等でも指標の内容を満たしているものとして取り扱う。例えば、携帯電話等へ電話転送を行っている場合についても、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
11	センターに対して、平日以外の窓口(連絡先)の設置を義務付けているか。	11	平日以外の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	・虐待等の緊急的な相談対応が必要な場合に備え、相談支援体制等を構築し周知しているかを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・窓口の設置のほか、緊急連絡先の設定等でも指標の内容を満たしているものとして取り扱う。例えば、携帯電話等へ電話転送を行っている場合についても、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
12	市町村の広報紙やホームページなどでセンターの周知を行っているか。	12	パンフレットの配布など、センターの周知を行っているか。	・住民に広く認知されるための取り組みを行っているかを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・少なくとも広報紙やホームページで周知を行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (センター) ・少なくともパンフレットの配布により周知を行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
13	介護サービス情報公表システム等において、センターの事業内容・運営状況に関する情報を公表しているか。		(センター指標なし)	・センターの円滑な利用のため、情報公表の取組を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・具体的な公表項目は、名称及び所在地、法人名、営業日及び営業時間、担当区域、職員体制、事業の内容、活動実績等。

(2) 個人情報の管理

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
14	個人情報保護に関する市町村の取扱方針をセンターに示しているか。	13	個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を整備しているか。	・個人情報の取扱方針が整備されていることを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
15	個人情報漏えいした場合の対応など、センターが行うべき個人情報保護の対応について、センターへ指示しているか。	14	個人情報漏えいした場合の対応など、市町村から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知しているか。	・個人情報漏えい等の事態が発生した場合の対応方法が整備されていることを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
16	センターからの個人情報漏えい等の報告事案に対し、対応策を指示・助言しているか。		(センター指標なし)	・個人情報を適正に取り扱うため、センターから報告された事案への対応状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・前年度に実績が無い場合、今年度速やかに指示・助言できる体制を整備している場合には、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
	(市町村指標なし)	15	個人情報の保護に関する責任者を配置しているか。	・個人情報保護に関する責任体制が構築されていることを評価するもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・常勤で配置されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。なお、専従・兼務の別は問わない。
	(市町村指標なし)	16	個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っているか。	・個人情報の適正な取扱状況を問うもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・データまたは紙面で管理されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

(3) 利用者満足度の向上

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
17	苦情内容の記録等、苦情対応に関する市町村の方針をセンターに示しているか。	17	市町村の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録しているか。	・苦情受付体制と苦情への対応状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	（市町村・センター） ・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
18	センターが受けた介護サービスに関する相談について、センターから市町村に対して報告や協議を受ける仕組みを設けているか。	18	センターが受けた介護サービスに関する相談について、市町村に対して報告や協議を行う仕組みが設けられているか。	・センターが受けた相談内容を市町村との間で共有する体制を評価するもの。	前年度の実績が対象	（市町村・センター） ・報告の仕組みや会議の開催の仕組み等を導入している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・介護サービスに関する相談には、介護に関する幅広い相談や苦情も含む。 ・前年度に実績が無い場合、速やかに報告や協議ができる体制を整備している場合には、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
19	相談者のプライバシーが確保される環境整備に関する市町村の方針をセンターに示しているか。	19	相談者のプライバシー確保に関する市町村の方針に沿い、プライバシーが確保される環境を整備しているか。	・相談対応の際のプライバシーの確保に関する取組を評価するもの。	前年度の実績が対象	（市町村） ・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

2. 個別業務

(1) 総合相談支援業務

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
20	市町村レベルの関係団体（民生委員等）の会議に、定期的に参加しているか。		（センター指標なし）	・センターの相談環境の整備のため、市町村の関係団体との連携状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	（市町村） ・関係団体とは民生委員・介護サービス事業者・高齢者の日常生活支援活動に携わるボランティア等をさすが、そのうち少なくとも民生委員の会議に参加している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・民生委員の会議がない場合は、自治会等の会議に参加している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
	（市町村指標なし）	20	地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理しているか。	・相談に適切に対応するための関係団体との連携状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	（センター） ・介護サービス事業者・医療機関・民生委員いずれの情報も管理している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・データまたは紙面で整備されており、逐次見直しを行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
21	センターと協議しつつ、センターにおいて受けた相談事例の終結条件を定めているか。	21	相談事例の終結条件を、市町村と共有しているか。	・相談事例の適切な進捗管理のため、住民等からの相談を終結する目安の設定状況を評価する。	前年度の実績が対象	（市町村・センター） ・相談事例の終結条件とは、「相談者の主訴が解決し、主訴以外の困難な問題がない場合」「センター以外の適切な機関に繋げ、適切な引き継ぎが確認された場合」「後見人が選任された場合」「虐待の解消及び再燃リスクが消失した場合」等、受けた相談事例の進捗管理を行うために、市町村とセンターが共通の条件を定めること。 ・相談事例の終結条件を定め、データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
22	センターにおける相談事例の分類方法を定めているか。	22	相談事例の分類方法を、市町村と共有しているか。	・相談内容の分析状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	（市町村・センター） ・相談内容の類型化、経年分析等、整理手法は問わない。 ・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
23	1年間におけるセンターの相談件数を把握しているか。	23	1年間の相談事例の件数を市町村に報告しているか。	・相談件数の把握状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
24	センターからの相談事例に関する支援要請に対応したか。 ※対応例)センターだけでは対応が難しい相談事例等への支援方針の助言・指導、同行訪問、地域ケア会議への参加など	24	相談事例の解決のために、市町村への支援を要請し、その要請に対し市町村から支援があったか。	・相談事例解決のための市町村とセンターの連携体制の構築とその対応状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・市町村とセンターが対応が困難な相談事例等への対応について、日頃から連携体制を構築している場合に、指標の内容を満たしているものをして取り扱う。 ・対応実績があった場合のみ、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
25	センターが対応した家族介護者からの相談について、相談件数・相談内容を把握しているか。	25	家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめているか。	・介護離職防止の観点を含めた、家族介護者への相談対応の状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	

(2) 権利擁護業務

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
26	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準をセンターと共有しているか。	26	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準が、市町村から共有されているか。	・適切な成年後見制度の活用を促すため取組状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・データまたは紙面で共有されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
27	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れを整理し、センターと共有しているか。	27	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有しているか。	・虐待事例または虐待が疑われる事例への円滑な対応体制の整備状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・対応の流れを明確にするためにフローチャート形式で整理するなど、データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
28	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	28	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	※ 前項と同じ	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・前年度に実績が無い場合、速やかに対応策が検討できる体制を整備している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
29	消費生活に関する相談窓口及び警察に対して、センターとの連携についての協力依頼を行っているか。	29	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応しているか。	・高齢者の消費者被害等に対する対応状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・相談内容に関する記録がデータまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
	(市町村指標なし)	30	消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っているか。	※ 前項と同じ	前年度の実績が対象	(センター) ・少なくとも民生委員に対し情報提供し、取組内容に関する記録がデータまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
30	日常生活圏域ごとの居宅介護支援事業所のデータ(事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等)を把握し、センターに情報提供しているか。	31	担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ(事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等)を把握しているか。	・圏域内の居宅介護支援専門員に関するデータの把握状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・把握した情報を、センターにデータまたは紙面で提供している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (センター) ・把握した情報を、データまたは紙面で整備している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
31	センターと協議の上、センターが開催する介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を作成しているか。	32	介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に指定居宅介護支援事業所に示しているか。	・市町村とセンターの連携による、計画的な介護支援専門員向け研修計画の策定状況を評価するもの。	評価実施年度における、開催計画が対象	(市町村) ・センターと協議している開催計画であれば、都道府県主催のものやセンターが共催するもの、民間事業者等による自主的な研修や、スキルアップ等を促進するために財政支援を行う等具体的取り組みによるものも、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。なお、データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たすものとして取り扱う。 (センター) ・データまたは紙面で提供している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
32	介護支援専門員を対象に、包括的・継続的ケアマネジメントを行うための課題や支援などに関するアンケートや意見収集等を行い、センターに情報提供を行っているか。	33	介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市町村からの情報提供や、市町村による研修会の内容等を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催しているか。	・市町村とセンターが介護支援専門員のニーズを共有しているか評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・データまたは紙面で提供している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
33	地域の介護支援専門員の実践力向上を図ることなどを目的とした、地域ケア会議や事例検討等を行うことができるように、センター職員を対象とした研修会を開催しているか。			・介護支援専門員のニーズを踏まえた研修等の開催状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・開催状況について、データまたは紙面で整備している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
34	介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けているか。	34	担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けているか。	・介護支援専門員のニーズに基づく、介護支援専門員と医療機関等の関係者との連携を推進する場の設定状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・介護支援専門員のニーズに基づいた関係者との意見交換の場を通じ、顔の見える関係の有無を問うものであり、在宅医療・介護連携推進事業等の枠組みで実施するものでも構わない。 ・都道府県主催のものも対象とする。 ・ただし、地域ケア会議は含まない。 (センター) ・担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づくものであれば主催は問わない。 ・ただし、地域ケア会議は含まない。

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
	(市町村指標なし)	35	介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催しているか。	・圏域内の居宅介護支援専門員が円滑に業務を行えるよう、環境整備の取り組み状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	
35	センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	36	介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	・介護支援専門員からの相談内容の整理状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・相談内容の「整理・分類」と「経年的件数把握」を行っている場合(市町村においては全センターで行っている場合)に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。なお、経年的とは概ね3年程度とする。

(4) 地域ケア会議

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
36	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュールを盛り込んだ開催計画を策定し、センターに示しているか。	37	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市町村から示されているか。	・地域ケア会議の機能を踏まえ、地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議それぞれの機能、構成員、開催頻度を決定し、センターと共有されていることを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村・センター) ・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても、その開催計画が策定され、データまたは紙面にて市町村からセンターに示されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・地域ケア会議の5つの機能(①個別課題の解決②地域包括支援ネットワークの構築③地域課題の発見④地域づくり・資源開発⑤政策の形成)について、計画上で何らかの内容が盛り込まれている必要がある。
37	地域の医療・介護・福祉等の関係者に、策定した地域ケア会議の開催計画を周知しているか。		(センター指標なし)		評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村) ・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議のいずれについても周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・少なくとも地域ケア会議の構成員が所属する団体へ周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
38	センター主催の地域ケア会議の運営方法や、市町村主催の地域ケア会議との連携に関する方針を策定し、センターに対して、周知しているか。	38	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知しているか。	・地域ケア会議の運営方法や連携方針を策定し、センターと共有されていることを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村) ・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても方針を策定し、データまたは紙面で周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・運営方法と地域ケア会議の連携について周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (センター) ・センター職員・会議参加者・地域の関係機関のいずれにもデータまたは紙面で周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
39	センター主催の個別事例について検討する地域ケア会議に参加しているか。	39	センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討しているか。	・個別ケースを検討する地域ケア会議の開催状況と市町村の関与を評価するもの。	前年度の実績が対象	
40	地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	40	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	・地域ケア会議における、多職種連携による個別事例の検討、対応策の実施を評価するもの。	前年度の実績が対象	（市町村・センター） ・地域ケア会議として位置づけられているものが対象 ・対応策とは具体的には以下のものをいう ・課題の明確化 ・長期・短期目標の確認 ・優先順位の確認 ・支援や対応及び支援者や対応者の確認等 ・モニタリング方法の決定 ※確認とは見直しも含む
41	センターと協力し、地域ケア会議における個人情報の取扱方針を定め、センターに示すとともに、市町村が主催する地域ケア会議で対応しているか。	41	市町村から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応しているか。	・個人情報の取扱について、方針を定め、それに基づき対応していることを評価するもの。	前年度の実績が対象	（市町村） ・個人情報の取扱方針を定め、データまたは紙面でセンターに示している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 （市町村・センター） ・個人情報の取扱方針に基づき対応している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
42	地域ケア会議の議事録や検討事項を構成員全員が共有するための仕組みを講じているか。	42	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか。	・地域ケア会議における議事録等をまとめ、関係者間で共有している状況を経評価するもの。	前年度の実績が対象	（市町村・センター） ・議事録等をデータまたは紙面でまとめ、共有している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
43	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築し、かつ実行しているか。	43	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしているか。	・会議の場で検討するだけでなく、その後の経過をモニタリングする仕組みを経評価するもの。	前年度の実績が対象	（市町村・センター） ・モニタリングとは、地域ケア会議の結果を踏まえた実施状況の把握をいう。 ・会議においてモニタリングが必要とされた事例の全てにおいて実施している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
44	生活援助の訪問回数の多いケアプラン（生活援助中心のケアプラン）の地域ケア会議等での検証について実施体制を確保しているか。		（センター指標なし）	・自立に資するケアマネジメントが行われているかを点検するための実施体制が整備されているかを評価するもの。	平成30年度 の取り組みが 対象（予定も 含む）	

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
45	センター主催の地域課題に関して検討する地域ケア会議に参加しているか。	44	センター主催の地域ケア会議において、地域課題に関して検討しているか。	・個別ケースの積み重ねから共通する地域課題を発見する地域ケア会議の開催状況と市町村の関与を評価するもの。	前年度の実績が対象	
46	センター主催の地域ケア会議で検討された内容を把握しているか。	45	センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市町村に報告しているか。	・センターが主催した地域ケア会議の検討事項をまとめたものを、市町村とセンターで共有されていることを評価するもの。	前年度の実績が対象	（市町村・センター） ・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても、データまたは紙面で検討事項をまとめたものを共有している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
47	センター主催及び市町村主催も含めた地域ケア会議の検討内容をとりまとめて、住民向けに公表しているか。		（センター指標なし）	・地域課題を検討する地域ケア会議の議事概要を住民向けに公表しているかを評価するもの。	前年度の実績が対象	（市町村） ・公表の方法は問わない。 ・年1回以上実施している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
48	複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村に提言しているか。		（センター指標なし）	・地域ケア会議における検討が、地域課題の解決につながる仕組みとなっていることを評価するもの。	前年度の実績が対象	（市町村） ・提言した政策が実施されたかは問わない。

(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
49	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関する市町村の基本方針を定め、センターに周知しているか。	46	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知しているか。	・自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントが行われるよう、市町村としての方針を定めセンターと共有していることを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	（市町村・センター） ・基本方針には、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントに関して、基本的な考え方、ケアマネジメントの類型、実施の手順、具体的なツール（興味・関心チェックシート等）及び多職種の視点（地域ケア会議等）の活用について全て記載され、共有されている場合に、指標の内容を満たしているものとして扱う。
50	センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体に対して、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源に関する情報を提供しているか。	47	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがあるか。	・多様な地域の社会資源に関する情報提供の状況の評価するもの。	前年度の実績が対象	（市町村） ・センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体のいずれに対しても情報提供を行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして扱う。 （センター） ・ケアプラン作成において地域の社会資源を位置づけたことがある場合、指標の内容を満たしているものとして扱う。
51	利用者のセルフマネジメントを推進するため、介護予防手帳などの支援の手法を定め、センターに示しているか。	48	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか。	・セルフマネジメント推進のための取組状況の評価するもの。	前年度の実績が対象	（市町村・センター） ・介護予防手帳に限らず利用者自身のセルフマネジメントに資する手法を定め、センターと共有している場合に、指標の内容を満たしているものとして扱う。
52	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定について、公平性・中立性確保のための指針を作成し、センターに明示しているか。	49	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市町村から示されているか。	・ケアマネジメントを居宅介護支援事業所に委託実施する際の方針が明示されていることを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	（市町村・センター） ・委託の有無にかかわらず、指針を作成し、紙面またはデータで共有されていることを評価の対象とする。
53	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際のセンターの関与について、市町村の指針をセンターに対して明示しているか。	50	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っているか。	・ケアマネジメントを委託した場合においても、センターの三職種等が適切に関与し、必要な支援を実施できているかを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	（市町村） ・委託の有無にかかわらず、市町村がセンターに対し市町村が作成した指針を、データまたは紙面で示している場合に、指標の内容を満たしているものとして扱う。 （センター） ・委託実施していない場合は、市町村がセンターに対し、市町村が作成した指針をデータまたは紙面で示している場合に、指標の内容を満たしているものとして扱う。
54	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援におけるセンターの人員体制と実施件数を把握しているか。		（センター指標なし）	・介護予防ケアマネジメントの実施に当たり適切な人員体制の整備を行うため、実施体制等の把握状況の評価するもの。	前年度の実績が対象	（市町村） ・月ごとの人員体制及び実施件数について、センターごとに把握している場合に、指標の内容を満たしているものとして扱う。

3. 事業間連携（社会保障充実分事業）

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
55	医療関係者とセンターの合同の事例検討会の開催または開催支援を行っているか。	51	医療関係者と合同の事例検討会に参加しているか。	・センターの活動支援に資する取組として、医療と介護の連携に資する取組を評価するもの。	前年度の実績が対象	（市町村・センター） ・在宅医療・介護連携推進事業による実施かは問わない。
56	医療関係者とセンターの合同の講演会・勉強会等の開催または開催支援を行っているか。	52	医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加しているか。	※ 上記と同じ	前年度の実績が対象	（市町村・センター） ・在宅医療・介護連携推進事業による実施かは問わない。
57	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	53	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っているか。	※ 上記と同じ	前年度の実績が対象	
58	認知症初期集中支援チームとセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	54	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っているか。	・認知症の総合的支援に従事する関係者との連携状況进行评估するもの。	前年度の実績が対象	（センター） ・認知症初期集中支援事業の訪問支援対象者の情報（事例の経過や支援結果など）について、センターから認知症初期集中支援チーム員に情報提供した事例のほか、チーム員が直接得た情報についても、センターに情報提供され共有している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
59	生活支援コーディネーターや協議体とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	55	生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしているか。	・生活支援体制整備事業との連携状況进行评估するもの。	前年度の実績が対象	（センター） ・生活支援コーディネーター及び協議体いずれとも協議している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

令和元年度 佐倉市地域包括支援センター評価指標（案）

別添 2

国が示す地域包括支援センター評価は、市町村のセンター業務に対する取組を評価する項目が59項目、センターの取組を評価する項目が55項目となっています。

これに、佐倉市独自のセンター評価として、38項目を加え、計93項目を評価するものとします。（8月末日までの実績を評価）※佐倉市独自の評価指標は、**斜体**で示しています。

市町村指標は、○・△の2段階、センター指標は、◎・○・△の3段階で自己評価を行い、「実施状況」に記します。

- （市町村○、センター○）の場合
→市とセンターのいずれも取組みができています。
- （市町村△、センター○）の場合
→市の対応が不十分な可能性があり、市町村からセンターに対して具体的な業務実施方針を示すなどの対応強化を図ることが必要と考えられます。
- （市町村○、センター△）の場合
→センターが業務に取り組めていない要因を共有し業務の改善を図っていくことが必要と考えられます。
- （市町村△、センター△）の場合
→市とセンターのいずれも取組めていない状況であることから、取組めていない要因を把握、共有し、今後の方針や取組に向けた検討を行う必要があると考えられます。

		市町村指標		実施状況	実施状況	センター指標		◎・△と評価した理由、特記事項	
1 組織運営体制等									
	(1) 組織運営体制								
		1	運営協議会での議論を経て、センターの運営方針を策定し、センターへ伝達しているか。			1	市町村が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか。		
						1-1	センターの全職員が事業計画案の策定に参画し、事業計画の進捗確認を計画的に行っている。		
		2	年度ごとのセンターの事業計画の策定に当たり、センターと協議を行っているか。			2	事業計画の策定に当たって、市町村と協議し、市町村から受けた指摘がある場合、これを反映しているか。		
		3	前年度における運営協議会での議論を踏まえ、センターの運営方針、センターへの支援、指導の内容を改善したか。			3	市町村の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られているか。		
		4	市町村とセンターの間の連絡会合を、定期的に開催しているか。			4	市町村が設置する定期的な連絡会合に、毎回、出席しているか。		
						4-1	連絡会合の内容について、センター職員全員で情報共有を行っている。		
		5	センターに対して、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報を提供しているか。			5	市町村から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報の提供を受けているか。		
			(市町村指標なし)	-		6	把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの実情に応じた重点業務を明らかにしているか。		
		6	センターに対して、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく3職種の配置を義務付けているか。		-		(センター指標なし)		
		7	センターにおいて、三職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)が配置されているか			7	市町村から配置を義務付けられている三職種を配置しているか。		
						7-1	三職種を欠員期間なく配置している。		
						7-2	センター職員が休職、退職等により欠員となったときには、1か月以内に代替職員を配置できる。		
		8	センターの三職種(準ずる者含む)一人当たり高齢者数(全圏域内の高齢者数/全センター人員)の状況が1,500人以下であるか。 ※小規模の担当圏域におけるセンターについては配置基準が異なるため、以下の指標を用いる。 ①第1号被保険者数が概ね2,000人以上3,000人未満…1,250人以下 ②第1号被保険者数が概ね1,000人以上2,000人未満の場合…750人以下 ③第1号被保険者数が概ね1,000人未満の場合…500人以下		-		(センター指標なし)		
	9	センター職員の資質向上の観点から、センター職員を対象とした研修計画を策定し、年度当初までにセンターに示しているか。			8	市町村から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されているか。			
		(市町村指標なし)	-		9	センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修(Off-JT)を実施しているか。			
					9-1	事故等が発生した場合には、適切な対応できるよう連絡・報告体制を整備している。			
	10	センターに対して、夜間・早朝の窓口(連絡先)の設置を義務付けているか。			10	夜間・早朝の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。			
	11	センターに対して、平日以外の窓口(連絡先)の設置を義務付けているか。			11	平日以外の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。			
	12	市町村の広報紙やホームページなどで、センターの周知を行っているか。			12	パンフレットの配布など、センターの周知を行っているか。			
					12-1	センターの周知を様々な団体等に対して行っている。 次の団体等の中から選択 ☐ 自治会・町内会 ☐ 民生委員 ☐ 商店会 ☐ 郵便局 ☐ 銀行 ☐ 警察 ☐ 消防 ☐ 地区社協 ☐ まちづくり団体 ☐ ボランティア団体 ☐ その他()			
	13	介護サービス情報公表システム等において、センターの事業内容・運営状況に関する情報を公表しているか。		-		(センター指標なし)			
	◎または○の個数			0	0				
	得点率			0%	0%				

		市町村指標	実施状況	実施状況	センター指標		◎・△と評価した理由、特記事項
(2) 個人情報の管理							
	14	個人情報保護に関する市町村の取扱方針をセンターに示しているか。			13	個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を整備しているか。	
					13-1	Eメールの誤送信や個人情報を記録した文書の紛失等による個人情報が流出しないように、センター全職員に対して個人情報の適正な管理に関しての研修・説明等を行っている。	
	15	個人情報が漏えいした場合の対応など、センターが行うべき個人情報保護の対応について、センターへ指示しているか。			14	個人情報が漏えいした場合の対応など、市町村から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知しているか。	
	16	センターからの個人情報漏えい等の報告事案に対し、対応策を指示・助言しているか。		-		(センター指標なし)	
	(市町村指標なし)		-		15	個人情報の保護に関する責任者を配置しているか。	
	(市町村指標なし)		-		16	個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っているか。	
◎または○の個数			0	0			
得点率			0%	0%			
(3) 利用者満足の向上							
	17	苦情内容の記録等、苦情対応に関する市町村の方針をセンターに示しているか。			17	市町村の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録しているか。	
					17-1	苦情の内容をセンター全職員で共有し、対応方法や再発防止に関する対策に努めている。	
					17-2	苦情の内容は、記録に残し、市に報告又は情報を共有できる体制をとっている。	
	18	センターが受けた介護サービスに関する相談について、センターから市町村に対して報告や協議を受ける仕組みを設けているか。			18	センターが受けた介護サービスに関する相談について、市町村に対して報告や協議を行う仕組みが設けられているか。	
	19	相談者のプライバシーが確保される環境整備に関する市町村の方針をセンターに示しているか。			19	相談者のプライバシー確保に関する市町村の方針に沿い、プライバシーが確保される環境を整備しているか。	
◎または○の個数			0	0			
得点率			0%	0%			
2 個別業務							
(1) 総合相談支援							
	20	市町村レベルの関係団体(民生委員等)の会議に、定期的に参加しているか。		-		(センター指標なし)	
			(市町村指標なし)		-	20	地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理しているか。
	21	センターと協議しつつ、センターにおいて受けた相談事例の終結条件を定めているか。			21	相談事例の終結条件を、市町村と共有しているか。	
	22	センターにおける相談事例の分類方法を定めているか。			22	相談事例の分類方法を、市町村と共有しているか。	
	23	1年間におけるセンターの相談件数を把握しているか。			23	1年間の相談事例の件数を市町村に報告しているか。	
					23-1	毎月の相談件数の状況や件数の推移を把握している。	
					23-2	圏域内における相談内容の傾向を把握している。	相談内容の傾向を記載
	24	センターからの相談事例に関する支援要請に対応したか。			24	相談事例解決のために、市町村への支援を要請し、その要請に対し市町村からの支援があったか。	
					24-1	センターだけでの対応が難しい場合には、市への相談や支援要請を行っている。	
	25	センターが対応した家族介護者からの相談について、相談件数・相談内容を把握しているか。			25	家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめているか。	
					25-1	家族介護者からの相談について、本人の同意を得たうえで、担当する介護支援専門員との情報共有を行い、解決につなげている。	
◎または○の個数			0	0			
得点率			0%	0%			

市町村指標			実施状況	実施状況	センター指標		◎・△と評価した理由、特記事項
(2) 権利擁護							
	26	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準をセンターと共有しているか。			26	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準が、市町村から共有されているか。	
					26-1	成年後見制度に関する普及啓発の取組を行っている。	
					26-2	成年後見制度に関する関係機関との定期的な会合や情報交換等の場に参加している。	
					26-3	申立が円滑に行われるよう、地域の医療機関との診断書等の調整や連絡を行っている。	
	27	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れを整理し、センターと共有しているか。			27	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有しているか。	
					27-1	高齢者虐待の防止と早期発見のための住民への啓発を行っている。	
					27-2	高齢者虐待防止法、佐倉市地域包括支援センター高齢者虐待対応マニュアルをセンター全職員が理解している。	
					27-3	虐待(疑い含む)を把握した場合には、記録に残し、速やかに市に報告している。	
					27-4	センター職員及び関係機関と役割を分担して、本人及び養護者に対する支援を行っている。	
					27-5	虐待対応終了後、支援の振り返りをする機会を設けている。	
	28	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。			28	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	
	29	消費生活に関する相談窓口及び警察に対して、センターとの連携についての協力依頼を行っているか。			29	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応しているか。	
	(市町村指標なし)	-		30	消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っているか。		
				30-1	消費生活センター等との定期的な情報交換を行い、消費者被害の動向の把握に努めている。		
◎または○の個数			0	0			
得点率			0%	0%			
(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援							
	30	日常生活圏域ごとの居宅介護支援事業所のデータを把握し、センターに情報提供しているか。			31	担当圏域における居宅介護支援事業所のデータを把握しているか。	
	31	センターと協議の上、センターが開催する介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を作成しているか。			32	介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に、指定居宅介護支援事業所に示しているか。	
	32	介護支援専門員を対象に、包括的・継続的ケアマネジメントを行うための課題や支援などに関するアンケートや意見収集等を行い、センターに情報提供を行っているか。			33	介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市町村からの情報提供や、市町村による研修会の内容等を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催しているか。	時期、内容、参加人数等を記載すること
	33	地域の介護支援専門員の実践力向上を図ることなどを目的とした、地域ケア会議や事例検討等を行うことができるように、センター職員を対象とした研修会を開催しているか。					
	34	介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者との意見交換の場を設けているか。			34	担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者との意見交換の場を設けているか。	時期、内容、参加人数等を記載すること
					34-1	介護事業所とセンターの合同の事例検討会の開催または開催支援を行っている。	参画した介護事業所及び内容を記載すること
					34-2	介護事業所とセンターの合同の講演会・勉強会等の開催または開催支援を行っている。	参画した介護事業所及び内容を記載すること
	(市町村指標なし)	-		35	介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催しているか。		
	35	センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。			36	介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	
					36-1	困難事例に対応する介護支援専門員に対して、指導・助言の場を設けている。	
	◎または○の個数			0	0		
	得点率			0%	0%		

		市町村指標	実施状況	実施状況	センター指標	◎・△と評価した理由、特記事項
	(4) 地域ケア会議					
	36	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュールを盛り込んだ開催計画を策定し、センターに示しているか。			37 地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市町村から示されているか。	
	37	地域の医療・介護・福祉等の関係者に、策定した地域ケア会議の開催計画を周知しているか。		-	(センター指標なし)	
	38	センター主催の地域ケア会議の運営方法や、市町村主催の地域ケア会議との連携に関する方針を策定し、センターに対して周知しているか。			38 センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知しているか。	
	39	センター主催の個別事例について検討する地域ケア会議に参加しているか。			39 センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討しているか。	検討事例数、出席した関係者、主な検討内容を記載
	40	地域ケア会議において多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。			40 センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	
	41	センターと協力し、地域ケア会議における個人情報の取扱方針を定め、センターに示すとともに、市町村が主催する地域ケア会議で対応しているか。			41 市町村から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応しているか。	
	42	地域ケア会議の議事録や検討事項を構成員全員が共有するための仕組みを講じているか。			42 センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか。	
	43	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築し、かつ実行しているか。			43 地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしているか。	
	44	生活援助の訪問回数の多いケアプラン(生活援助中心のケアプラン)の地域ケア会議等での検証について実施体制を確保しているか。		-	(センター指標なし)	
	45	センター主催の地域課題に関して検討する地域ケア会議に参加しているか。			44 センター主催の地域ケア会議において、地域課題に関して検討しているか。	過去に実施した地域と主な検討内容を記載
	46	センター主催の地域ケア会議で検討された内容を把握しているか。			45 センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市町村に報告しているか。	
	47	センター主催及び市町村主催も含めた地域ケア会議の検討内容をとりまとめて、住民向けに公表しているか。		-	(センター指標なし)	
	48	複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村に提言しているか。		-	(センター指標なし)	
	◎または○の個数		0	0		
	得点率		0%	0%		
	(5) 介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援					
	49	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関する市町村の基本方針を定め、センターに周知しているか。			46 自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知しているか。	
	50	センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体に対して、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源に関する情報を提供しているか。			47 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがあるか。	
	51	利用者のセルフマネジメントを推進するため、介護予防手帳などの支援の手法を定め、センターに示しているか。			48 利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか。	
	52	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定について、公平性・中立性確保のための指針を作成し、センターに明示しているか。			49 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市町村から示されているか。	
				49-1	個別支援にあたり、特定の事業所またはサービスに偏らないように配慮している。	
	53	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際のセンターの関与について、市町村の方針をセンターに対して明示しているか。			50 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っているか。	
	54	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援におけるセンターの人員体制と実施件数を把握しているか。		-	(センター指標なし)	
	◎または○の個数		0	0		
	得点率		0%	0%		

		市町村指標	実施状況	実施状況	センター指標		◎・△と評価した理由、特記事項
3 事業間連携（社会保障充実分事業）							
	55	医療関係者とセンターの合同の事例検討会の開催または開催支援を行っているか。			51	医療関係者と合同の事例検討会に参加しているか。	
	56	医療関係者とセンターの合同の講演会・勉強会等の開催または開催支援を行っているか。			52	医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加しているか。	
	57	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。			53	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っているか。	①地域の医療と介護の連携に関する課題を記載 ②解決に向けた取組内容を記載
					53-1	地域の医療と介護の連携における課題を市と共有し、医療と介護のネットワークづくりに取組んでいる。	
	58	認知症初期集中支援チームとセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。			54	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っているか。	
					54-1	認知症高齢者やその家族等の対応について、認知症サポート医と共に対応方針を検討する場を設けている。	
					54-2	認知症高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続ける環境を整備するため、医療・介護関係者だけでなく、自治会・町内会・民間サービス等にも啓発を行い、共に支える取組を行っている。	認知症への地域の取組を記載
	59	生活支援コーディネーターや協議体とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。			54-3	認知症の当事者や家族の視点を重視し、認知症カフェのや介護者教室の運営を行っている。	
					55	生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしているか。	
					55-1	高齢者の住む地域の生活支援に関するニーズを把握し、地域課題の解決に向けた取組を行っている。	地域の課題解決に結びついた事例を記載
	◎または○の個数		0	0			
	得点率		0%	0%			
4 佐倉市独自の評価指標							
	(1) 介護予防事業						
		-	-		56-1	介護予防に関する取組を推進するため、地域の通いの場に出向いての講座の開催や介護予防が必要な高齢者の状態を把握し、サービス等へつなげている。	
		-	-		56-2	市が養成する介護予防ボランティアとの定期的な情報交換の場を設けている。	
		-	-		56-3	介護予防事業（市主催事業・としとらん塾・出前講座等）について、地域で周知し、介護予防事業の認知向上に努めている。	
	(2) その他						
		-	-		57-1	要介護認定の代行申請にかかる書類は、速やかに高齢者福祉課に提出している。	
		-	-		57-2	要介護認定の代行申請について周知を図り、センター窓口で申請を受け付けている。	
		-	-		58-1	住宅改修理由書の作成を適正に行っている。	
		-	-		59-1	窓口での救急医療情報キット、介護マーク、地域資源マップ等の配布ができるように、在庫管理を行っている。	
		◎または○の個数		-	0		
	得点率		-	0%			
全ての指標の◎または○の個数			0	0			
全ての指標の得点率			0%	0%			

資料 4－1 令和元年度 第 2 回

佐倉市高齢者福祉・介護計画推進
懇話会 （令和元年 8 月 2 1 日）

平成30年度 介護保険料収納状況

(単位：円)

		調定額	収入済額	還付未済額 (再掲)	不納欠損額	未収額
現 年	特別徴収	2,902,556,000	2,902,556,000	1,895,900		
	普通徴収	253,008,200	228,322,800	167,400	0	24,685,400
	計	3,155,564,200	3,130,878,800	2,063,300	0	24,685,400
滞納繰越		96,109,000	13,125,400	24,300	16,092,500	66,891,100
合 計		3,251,673,200	3,144,004,200	2,087,600	16,092,500	91,576,500

1 平成30年度介護保険事業の実績について

資料4－2 令和元年度 第2回
佐倉市高齢者福祉・介護計画推進 懇話会（令和元年8月21日）

(1)認定者数及び受給者数

1. 要介護(支援)認定者数

		平成28年度			平成29年度			平成30年度		
		実績値	計画値	比較	実績値	計画値	比較	実績値	計画値	比較
総数		6,838	7,148	95.7%	6,984	7,320	95.4%	7,350	7,197	102.1%
	要支援1	1,270	1,195	106.3%	1,220	1,253	97.4%	1,257	1,321	95.2%
	要支援2	1,303	1,282	101.6%	1,335	1,325	100.8%	1,428	1,311	108.9%
	要介護1	1,072	1,175	91.2%	1,130	1,200	94.2%	1,092	1,162	94.0%
	要介護2	1,010	1,074	94.0%	984	1,084	90.8%	1,045	1,016	102.9%
	要介護3	796	850	93.6%	809	858	94.3%	900	877	102.6%
	要介護4	846	912	92.8%	891	930	95.8%	951	876	108.6%
	要介護5	541	660	82.0%	615	670	91.8%	677	634	106.8%

単位:人

2. サービス受給者数

		平成28年度			平成29年度			平成30年度		
		居宅介護(予防)	地密(予防)	施設介護	居宅介護(予防)	地密(予防)	施設介護	居宅介護(予防)	地密(予防)	施設介護
総数		52,739	8,377	12,382	50,741	9,010	12,759	47,514	8,746	13,616
	要支援1	8,856	0	0	7,281	0	0	4,527	0	0
	要支援2	11,483	28	0	10,076	14	0	8,637	6	0
	要介護1	10,202	2,819	764	10,566	3,278	779	10,575	3,010	655
	要介護2	9,277	2,126	1,678	9,066	2,057	1,554	9,388	2,238	1,479
	要介護3	5,561	1,448	3,037	5,912	1,630	3,097	6,121	1,557	3,237
	要介護4	4,895	1,189	3,888	5,090	1,270	4,162	5,260	1,153	4,684
	要介護5	2,465	767	3,015	2,750	761	3,167	3,006	782	3,561

単位:人

(2)サービス別給付費

1. 介護予防サービス

		平成28年度			平成29年度			平成30年度			29→30年度
		実績値	計画値	比較	実績値	計画値	比較	実績値	計画値	比較	
(1)介護予防サービス											
介護予防訪問介護	給付費(千円)	129,143	138,870	93.0%	71,410	74,183	96.3%	257			0.4%
	人数(人)	550	587	93.6%	305	315	96.8%	1			0.3%
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	1,199	1,079	111.1%	1,184	1,199	98.7%	607	1,948	31.2%	51.3%
	回数(回)	13	8	167.8%	20	9	225.7%	11	20	55.0%	54.1%
	人数(人)	4	5	70.0%	4	6	66.7%	2	4	50.0%	50.0%
介護予防訪問看護	給付費(千円)	31,983	35,479	90.1%	43,625	37,180	117.3%	47,762	45,479	105.0%	109.5%
	回数(回)	710	760	93.4%	910	792	114.9%	614	964	63.7%	67.5%
	人数(人)	82	76	108.2%	114	78	146.2%	126	132	95.5%	110.5%
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	9,086	2,581	352.0%	11,083	2,838	390.5%	10,490	18,056	58.1%	94.6%
	回数(回)	267	82	327.1%	373	89	421.5%	136	530	25.7%	36.5%
	人数(人)	20	9	225.9%	26	10	260.0%	24	41	58.5%	92.3%
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	15,809	10,752	147.0%	17,621	11,164	157.8%	19,422	23,482	82.7%	110.2%
	人数(人)	116	82	141.3%	209	86	243.0%	229	183	125.1%	109.6%
介護予防通所介護	給付費(千円)	288,639	314,081	91.9%	167,371	151,862	110.2%	576			0.3%
	人数(人)	867	835	103.9%	529	413	128.1%	2			0.4%
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	44,006	49,466	89.0%	42,561	49,816	85.4%	47,720	42,200	113.1%	112.1%
	人数(人)	105	102	103.0%	98	107	91.6%	108	92	117.4%	110.2%
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	15,683	14,438	108.6%	17,052	14,497	117.6%	15,110	23,207	65.1%	88.6%
	日数(日)	212	206	102.7%	246	209	117.7%	196	294	66.8%	79.5%
	人数(人)	40	48	83.2%	45	53	84.9%	38	62	61.3%	84.4%
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	1,334	837	159.4%	310	1,156	26.8%	900	122	737.7%	290.3%
	日数(日)	22	6	397.3%	4	8	55.2%	13	1	1300.0%	302.0%
	人数(人)	2	3	58.3%	1	4	25.0%	1	1	100.0%	100.0%
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	－	0	0	－	0	0	－	－
	日数(日)	0	0	－	0	0	－	0	0	－	－
	人数(人)	0	0	－	0	0	－	0	0	－	－
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	53,890	56,686	95.1%	57,438	62,001	92.6%	63,745	61,429	103.8%	111.0%
	人数(人)	635	686	92.5%	727	754	96.4%	794	761	104.3%	109.2%
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	7,046	10,039	70.2%	5,588	12,233	45.7%	5,967	4,999	119.4%	106.8%
	人数(人)	24	24	98.6%	18	29	62.1%	18	16	112.5%	100.0%
介護予防住宅改修	給付費(千円)	34,030	84,352	40.3%	35,049	96,212	36.4%	34,587	28,018	123.4%	98.7%
	人数(人)	26	56	45.5%	29	64	45.3%	28	22	127.3%	96.6%
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	106,892	127,627	83.8%	116,946	145,068	80.6%	114,360	132,054	86.6%	97.8%
	人数(人)	124	112	110.5%	133	126	105.6%	125	155	80.6%	94.0%
(2)地域密着型介護予防サービス		実績値	計画値	比較	実績値	計画値	比較	実績値	計画値	比較	29→30年度
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	1,159	0.0%	0	2,640	0.0%	203	0	－	－
	人数(人)	0	10	0.0%	0	13	0.0%	0	0	－	－
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	766	5,053	15.2%	1,265	5,327	23.7%	140	1,314	10.7%	11.1%
	人数(人)	1	3	38.9%	1	3	33.3%	1	1	100.0%	100.0%
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	3,692	4,115	89.7%	945	4,115	23.0%	0	2,848	0.0%	0.0%
	人数(人)	1	2	62.5%	1	2	50.0%	1	1	100.0%	100.0%
(3)介護予防支援	給付費(千円)	88,180	92,030	95.8%	72,094	51,236	140.7%	52,303	87,978	59.5%	72.5%
	人数(人)	1,536	1,720	89.3%	1,282	958	133.8%	1,004	1,538	65.3%	78.3%
合計	給付費(千円)	831,379	948,644	87.6%	661,542	722,727	91.5%	414,149	473,134	87.5%	62.6%

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

2. 介護サービス

単位:各項目の()内												
			平成28年度			平成29年度			平成30年度			29→30年度
(1) 居宅サービス			実績値	計画値	比較	実績値	計画値	比較	実績値	計画値	比較	
訪問介護	給付費(千円)	690,019	800,875	86.2%	675,592	890,727	75.8%	713,454	671,754	106.2%	105.6%	
	回数(回)	20,477	24,064	85.1%	18,929	26,783	70.7%	12,618	19,051	66.2%	66.7%	
	人数(人)	788	895	88.0%	872	944	92.4%	891	779	114.4%	102.2%	
訪問入浴介護	給付費(千円)	50,749	63,346	80.1%	54,870	65,804	83.4%	43,295	57,446	75.4%	78.9%	
	回数(回)	352	443	79.4%	378	460	82.2%	304	389	78.2%	80.4%	
	人数(人)	76	101	74.9%	73	108	67.6%	64	73	87.7%	87.7%	
訪問看護	給付費(千円)	140,240	125,802	111.5%	153,457	136,773	112.2%	168,016	163,866	102.5%	109.5%	
	回数(回)	2,610	2,294	113.8%	2,865	2,515	113.9%	1,904	3,158	60.3%	66.5%	
	人数(人)	275	230	119.5%	312	237	131.6%	339	301	112.6%	108.7%	
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	15,373	25,319	60.7%	22,398	32,128	69.7%	25,101	25,797	97.3%	112.1%	
	回数(回)	423	675	62.7%	559	853	65.6%	310	693	44.8%	55.4%	
	人数(人)	42	51	81.4%	49	60	81.7%	52	45	115.6%	106.1%	
居宅療養管理指導	給付費(千円)	85,360	83,003	102.8%	97,757	88,072	111.0%	107,466	100,139	107.3%	109.9%	
	人数(人)	636	689	92.3%	1,158	728	159.1%	1,277	723	176.6%	110.3%	
通所介護	給付費(千円)	970,589	1,604,672	60.5%	1,049,656	1,704,621	61.6%	1,154,215	1,066,810	108.2%	110.0%	
	回数(回)	10,531	16,274	64.7%	11,040	17,255	64.0%	12,081	11,101	108.8%	109.4%	
	人数(人)	1,012	1,459	69.4%	1,130	1,513	74.7%	1,229	1,054	116.6%	108.8%	
通所リハビリテーション	給付費(千円)	333,182	301,196	110.6%	354,932	308,034	115.2%	357,376	379,120	94.3%	100.7%	
	回数(回)	2,821	2,576	109.5%	2,982	2,607	114.4%	2,949	3,164	93.2%	98.9%	
	人数(人)	309	317	97.3%	328	320	102.5%	326	337	96.7%	99.4%	
短期入所生活介護	給付費(千円)	469,129	532,337	88.1%	536,734	590,669	90.9%	528,868	570,748	92.7%	98.5%	
	日数(日)	4,755	5,408	87.9%	5,396	5,986	90.1%	5,289	5,671	93.3%	98.0%	
	人数(人)	425	470	90.3%	488	499	97.8%	497	460	108.0%	101.8%	
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	37,195	32,431	114.7%	39,894	33,189	120.2%	33,689	56,844	59.3%	84.4%	
	日数(日)	291	312	93.5%	316	369	85.6%	248	434	57.1%	78.6%	
	人数(人)	42	44	94.9%	41	50	82.0%	36	51	70.6%	87.8%	
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	－	0	0	－	0	0	－	－	
	日数(日)	0	0	－	0	0	－	0	0	－	－	
	人数(人)	0	0	－	0	0	－	0	0	－	－	
福祉用具貸与	給付費(千円)	252,004	264,615	95.2%	260,903	266,310	98.0%	268,217	268,383	99.9%	102.8%	
	人数(人)	1,406	1,428	98.5%	1,525	1,452	105.0%	1,542	1,503	102.6%	101.1%	
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	9,854	15,009	65.7%	11,202	16,313	68.7%	9,891	10,887	90.9%	88.3%	
	人数(人)	27	46	58.9%	29	50	58.0%	25	30	83.3%	86.2%	
住宅改修費	給付費(千円)	24,829	54,360	45.7%	28,124	72,249	38.9%	25,570	24,298	105.2%	90.9%	
	人数(人)	22	39	55.6%	23	54	42.6%	20	20	100.0%	87.0%	
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	590,740	872,552	67.7%	625,023	861,620	72.5%	690,805	637,756	108.3%	110.5%	
	人数(人)	253	355	71.1%	271	357	75.9%	297	264	112.5%	109.6%	
(2) 地域密着型サービス			実績値	計画値	比較	実績値	計画値	比較	実績値	計画値	比較	29→30年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	32,033	67,538	47.4%	31,099	75,291	41.3%	19,550	40,388	48.4%	62.9%	
	人数(人)	18	42	42.7%	14	49	28.6%	9	16	56.3%	64.3%	
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	2,618	4,047	64.7%	2,281	4,047	56.4%	271	2,380	11.4%	11.9%	
	人数(人)	17	27	61.1%	17	27	63.0%	1	18	5.6%	5.9%	
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	43,106	82,899	52.0%	45,431	86,821	52.3%	45,220	43,748	103.4%	99.5%	
	回数(回)	311	580	53.7%	330	600	55.0%	328	313	104.9%	99.4%	
	人数(人)	34	51	65.7%	33	51	64.7%	34	33	103.0%	103.0%	
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	73,757	383,379	19.2%	61,699	383,616	16.1%	15,730	60,997	25.8%	25.5%	
	人数(人)	31	142	21.8%	27	142	19.0%	7	28	25.0%	25.9%	
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	398,672	418,995	95.1%	395,954	418,995	94.5%	402,579	399,459	100.8%	101.7%	
	人数(人)	135	142	95.4%	134	142	94.4%	132	133	99.2%	98.5%	
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	55,022	67,748	81.2%	54,041	67,748	79.8%	53,987	58,341	92.5%	99.9%	
	人数(人)	23	30	76.9%	24	30	80.0%	24	24	100.0%	100.0%	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	144,787	697,783	20.7%	152,331	697,783	21.8%	152,517	155,434	98.1%	100.1%	
	人数(人)	49	136	36.0%	49	136	36.0%	48	49	98.0%	98.0%	
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	－	0	0	－	41,530	63,256	65.7%	－	
	人数(人)	0	0	－	0	0	－	15	28	53.6%	－	
地域密着型通所介護	給付費(千円)	418,331			474,410			450,270	511,077	88.1%	94.9%	
	回数(回)	4,778			4,929			4,745	5,246	90.5%	96.3%	
	人数(人)	439			501			505	483	104.6%	100.8%	
(3) 施設サービス			実績値	計画値	比較	実績値	計画値	比較	実績値	計画値	比較	29→30年度
介護老人福祉施設	給付費(千円)	1,950,525	2,355,200	82.8%	2,024,496	2,355,200	86.0%	2,215,386	2,124,973	104.3%	109.4%	
	人数(人)	661	767	86.1%	672	767	87.6%	710	696	102.0%	105.7%	
介護老人保健施設	給付費(千円)	1,189,684	1,540,140	77.2%	1,284,586	1,540,140	83.4%	1,416,759	1,256,122	112.8%	110.3%	
	人数(人)	366	450	81.3%	399	450	88.7%	424	380	111.6%	106.3%	
介護療養型医療施設・介護医療院	給付費(千円)	36,731	0	－	24,798	0	－	15,468	23,990	64.5%	62.4%	
	人数(人)	9	0	－	6	0	－	4	6	66.7%	66.7%	
(4) 居宅介護支援	給付費(千円)	390,238	395,443	98.7%	402,849	403,207	99.9%	419,637	419,637	100.0%	104.2%	
	人数(人)	2,296	2,314	99.2%	2,392	2,356	101.5%	2,854	2,451	116.4%	119.3%	
合計		給付費(千円)	8,404,767	10,788,689	77.9%	8,864,517	11,099,357	79.9%	9,374,867	9,193,650	102.0%	105.8%

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

3. 総給付費

3. 総給付費		単位:千円		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度
合計		9,236,146	9,526,059	9,789,015
	在宅サービス	4,759,402	4,846,939	4,727,155
	居住系サービス	1,155,017	1,192,909	1,261,731
	施設サービス	3,321,727	3,486,211	3,800,130

4. 施設サービス利用者数

4. 施設サービス利用者数		単位:各項目の()内		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度
総数(人)		1,035	1,077	1,138
	うち要介護4・5(人)	609	635	688
	うち要介護4・5の割合(%)	58.8	59.0	60.5

第7期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

当日配布資料	
令和元年度 第2回	
佐倉市高齢者福祉・介護計画推進	
懇話会	(令和元年8月21日)

市町村(保険者)名	佐倉市
所属名	高齢者福祉課

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

項目 番号	第7期介護保険事業計画に記載の内容				H30年度(年度末実績)		
	区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
1	①自立支援、介護予防、重度化防止	佐倉市の総人口は、平成23年以降若干減少傾向に転じているなか、高齢者人口は増え続け、平成29年9月末の高齢化率は29.9%と全国平均を上回っており、平成32年には31.9%に、平成37年には33.7%に上昇し、全人口の3分の1を超える割合となる。この人口減少・高齢化に伴い、高齢者の単独世帯の増加、認知症高齢者数の増加、要支援・要介護認定者数の増加などが見込まれている。	介護予防の総合的な推進(介護予防普及啓発事業)	・介護予防教室等:1,320回 ・講演会の開催:2回 ・佐倉わくわく体操会の開催支援:15団体	・介護予防教室等:1,208回 ・講演会の開催:1回 ・佐倉わくわく体操会の開催支援:12団体	○	住民が身近な場所で介護予防活動に参加できるよう、佐倉わくわく体操会の立ち上げ、活動継続の支援を進めていく。
2	①自立支援、介護予防、重度化防止		介護予防の総合的な推進(地域介護予防活動支援事業)	・介護予防ボランティア登録者:210人 ・地域介護予防活動支援事業補助金の交付:67団体 ・週1回以上活動する通いの場:100カ所	・介護予防ボランティア登録者:199人 ・地域介護予防活動支援事業補助金の交付:44団体 ・週1回以上活動する通いの場:92カ所	◎	地域で主体的に介護予防活動に取り組むボランティアを養成し、ボランティアの協力を得ながら住民主体で活動する通いの場の拡充に向けた取り組みを継続する。
3	①自立支援、介護予防、重度化防止		介護予防の総合的な推進(介護予防・生活支援サービス事業)	・住民主体による生活援助サービス提供団体への補助:14団体 ・法人と住民が共同しておこなう通所型サービス団体への補助:2団体	・住民主体による生活援助サービス提供団体への補助:4団体 ・法人と住民が共同しておこなう通所型サービス団体への補助:2団体	○	住民が自ら担い手としてかかわる多様なサービスを引き続き維持していくため、団体への補助を継続する。
4	①自立支援、介護予防、重度化防止		介護予防の総合的な推進(介護予防・生活支援サービスの体制整備)	・協議体の開催:20回	・協議体の開催:28回	◎	協議体未実施の地域もあるため、順次開催に向けて進めていく。
5	①自立支援、介護予防、重度化防止		認知症にやさしい佐倉の推進(認知症の理解を深めるための普及啓発)	・認知症サポーター養成講座の開催:50回 ・認知症サポーター受講者:2,000人	・認知症サポーター養成講座の開催:52回 ・認知症サポーター受講者:1,602人	◎	認知症サポーターの活躍の場の検討。学校や小売業などへの出前講座の継続を実施。
6	①自立支援、介護予防、重度化防止		認知症にやさしい佐倉の推進(認知症の人と介護者を支えるネットワーク強化とやさしい地域づくり)	・認知症初期集中支援チーム:5カ所 ・認知症地域支援推進員の配置:5人 ・オレンジカフェ開設:9カ所	・認知症初期集中支援チーム:5カ所 ・認知症地域支援推進員の配置:5人 ・オレンジカフェ開設:9カ所	◎	認知症初期集中支援チーム員会議を毎月実施することにより、認知症高齢者等の支援方針を決定し、必要な医療・介護につなげる支援ができています。認知症地域支援推進員も自治会や民間サービス等と協働し、地域での見守り体制の構築を推進している。
7							
8							
9							
10							

※行が足りない場合は追加してください。なお、主要な取組に絞って報告いただいても問題ありません。